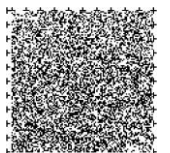


昭和町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

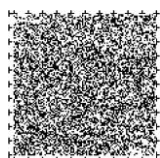
昭和町
令和6年3月

目次

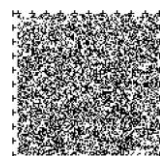
第1章 計画策定の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格・位置づけ	1
3. 計画の期間	2
第2章 障がい者を取り巻く現状	3
1. 統計データからみた障がい者の現状	3
(1) 人口の動向	3
(2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の推移	4
(3) 身体障がいがある人の状況	4
(4) 知的障がいがある人の状況	6
(5) 精神障がいがある人の状況	8
(6) 特別支援学級の就学状況	9
(7) 保育園・認定こども園の障がいがある子どもの在籍状況	11
(8) 相談員の設置状況	12
(9) 障がい福祉サービス受給者数	12
(10) 通院医療費公費負担医療利用者数の推移	13
(11) 障がいがある方の町職員雇用状況	13
第3章 アンケート調査結果	14
1. 調査の目的	14
2. 調査概要	14
3. 調査結果	15
(1) 日常生活で困ってること(複数回答)	15
(2) 介助者の年齢	15

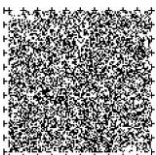


(3) 将来どこで暮らしたいか	16
(4) 現在働いているか	16
第4章 計画の基本的な考え方	17
1. 計画の基本理念	17
2. 障がい福祉サービス基盤整備の基本的な考え方	18
3. (参考)国の提供体制の確保に関する基本的な考え方	19
4. 障がい福祉サービス等の体系	20
5. 成果目標	21
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	23
(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	24
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	24
(4) 障がい児支援の提供体制の整備等	26
(5) 相談支援体制の充実・強化等	27
(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	27
第5章 サービス量の見込みと確保の方策	28
1. 指定障がい福祉サービス	28
(1) 訪問系サービス	28
(2) 日中活動系サービス	31
(3) 居住系サービス	38
(4) 相談支援	40
2. 地域生活支援事業	42
(1) 地域生活支援事業の概要	42
(2) 必須事業	43
(3) 任意事業	46
(4) 活動指標	49



3. 児童福祉法に基づく障がい児支援サービス	52
(1) 障がい児支援サービス	52
(2) 活動指標	54
第6章 計画の推進方法	55
1. 計画の推進体制の整備	55
(1) 計画の周知・啓発	55
(2) 推進体制の構築	55
(3) 計画の点検・評価	55
第7章 資料編	56
1. 昭和町厚生事業計画策定懇話会設置要綱	56
2. 令和5年度 厚生事業計画策定懇話会委員名簿	57
3. 計画策定の経過	58
4. 用語解説	59





本計画書は、弱視の方、また明るい場所などでまぶしくて文字を認識しづらいなどの際にも読みやすい「UD(ユニバーサルデザイン)フォント」を使用しています。また各ページの両面に音声コードを添付しています。
※音声コードは、視覚に障がいのある人にも計画内容をご理解いただけるよう、スマートフォンのアプリ(Uni-Voice)でコードを読み取ると音声で文字を読み上げるものです(内容に応じて要約しているページもあります)。

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

日本の社会が抱える大きな課題として、少子高齢化があげられます。この少子高齢化による影響の1つに、福祉サービスに対するニーズと福祉サービスの供給バランスがあります。高齢者が増加したことで、加齢による身体機能や認知機能の低下を理由に日常生活に介護・介助が必要な高齢者が増加する一方で、労働力世代が減少していることや、福祉業界の処遇問題等を背景に、福祉人材が慢性的な人手不足となっています。また、障がい福祉においても、高齢化の進展に伴い、身体障がいがある高齢者が増加傾向にあります。そして、障がい福祉に関わる人材も確保が難しくなっています。このような現状を踏まえ、障がいがある人の意思を尊重し、その生活を支えることを目的に、国は障がい者施策に取り組んできました。

平成18年には障害者自立支援法を施行し、身体障がい・知的障がい・精神障がいにおける格差のない障がい福祉サービスの提供を開始しました。その後、障害者総合支援法へと改定され、障がいがある人を総合的に支援し、共生する社会の実現を目指すことが理念に盛り込まれました。

また、障がいがある人の雇用や差別解消、虐待防止等に関する法律も施行・改正されるなど、障がいがある人を支援する体制は整いつつあります。

障がいがある人が必要なサービスを利用できる環境を維持するためには、サービス必要量を適正に推計し、それに対応するためのサービス量を計画的に確保することが必要となります。

本町では令和4年度に「昭和町第5次障がい者計画」を策定し、障がい福祉に関する町の方向性を定め、福祉サービスの充実に努めてきました。

令和5年度に「第6期昭和町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」が最終年度となることから、令和6年度から3年間の障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの必要量を見込み、サービス量を計画的に確保するための「昭和町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を新たに策定することといたしました。

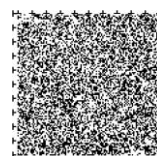
2. 計画の性格・位置づけ

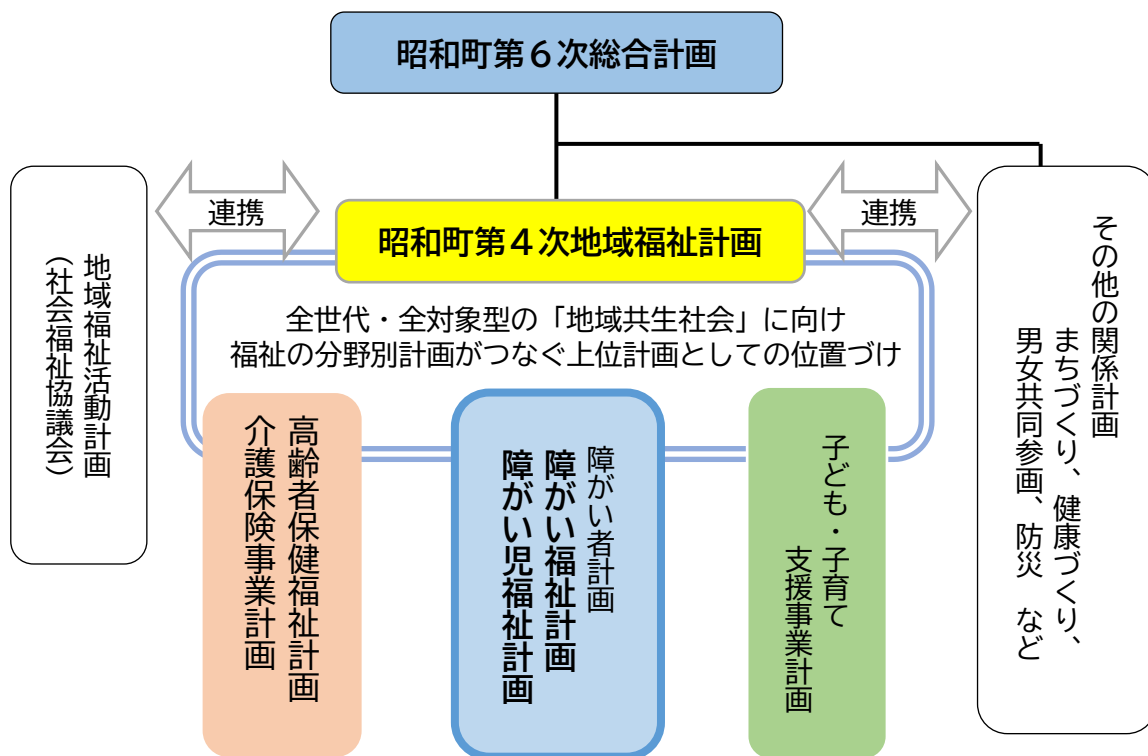
「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」は、国の基本指針に基づき、障がいがある人または障がいがある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画です。

それぞれ、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたり、障がい者計画の実施計画に相当する計画です。

本計画は、国や県が示す基本指針や方向性に準じた計画とするとともに、町の最上位計画である「昭和町第6次総合計画」や他の関連する福祉計画と整合性を図りながら策定します。

計画	市町村障害福祉計画	市町村障害児福祉計画
根拠法	障害者総合支援法第88条	児童福祉法第33条の20
計画の性格	障がい福祉サービス等の見込み量を算定し、その確保のための方策を定める計画です。	障がい児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画です。



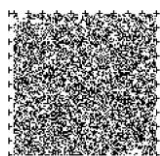


3. 計画の期間

「昭和町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間としています。

ただし、社会情勢の変化や関連法制度の改定等の状況によっては、計画期間内に見直しを行うこともあります。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
第6次総合計画(平成28～令和7年度)					
	第4次地域福祉計画(令和5～令和9年度)				
第5次障がい者計画(令和4～令和8年度)					
		第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 (令和6～令和8年度)			
		第10次高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画			



第2章 障がい者を取り巻く現状

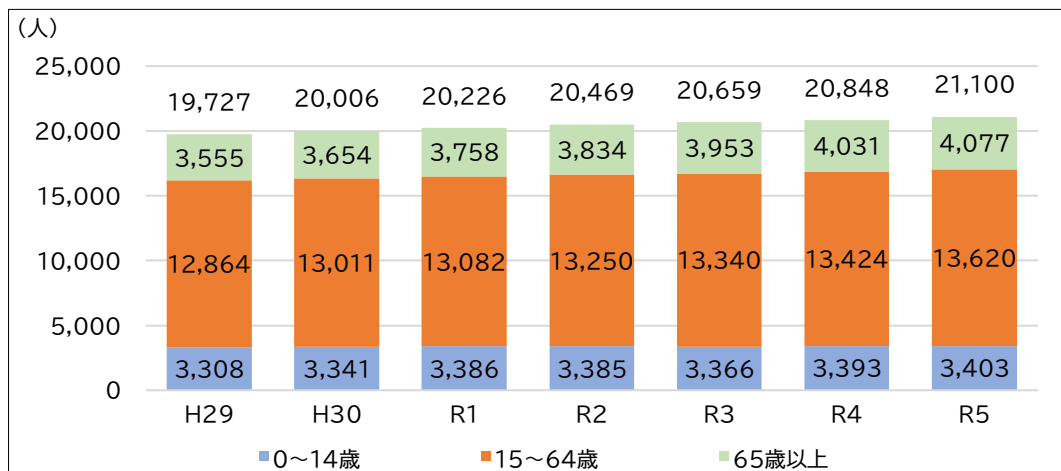
1. 統計データからみた障がい者の現状

(1) 人口の動向

① 総人口・年齢3区分別人口の推移

本町の65歳以上人口は緩やかに増加傾向となっていますが、14歳以下人口、15～64歳人口も緩やかな増加傾向となっており、本町では少子化の進展は見られません。

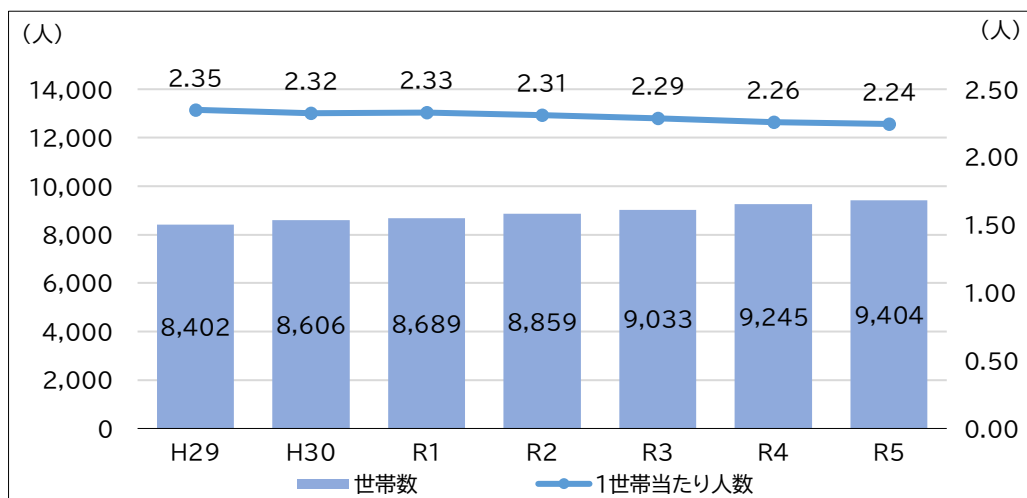
令和5年の総人口は21,100人、年齢3区分別では、0～14歳が3,403人、15～64歳が13,620人、65歳以上が4,077人となっています。



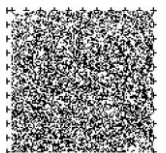
資料:「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(各年1月1日現在)

② 世帯数・1世帯あたり人員

令和5年の世帯数は9,404世帯、1世帯あたり人員は2.24人となっています。平成29年以降の推移をみると、世帯数は増加傾向にありますが、1世帯あたり人員は、緩やかな減少傾向で推移しています。



資料:「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(各年1月1日現在)



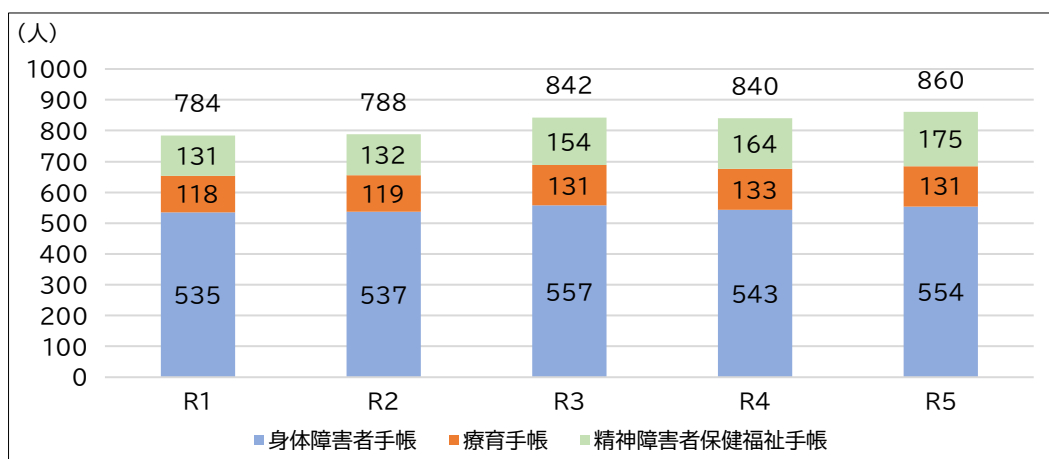
(2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

昭和町における令和5年4月1日現在の各障害者手帳の交付件数は、身体障害者手帳が554件、療育手帳が131件、精神障害者保健福祉手帳が175件となっています。精神障害者保健福祉手帳に増加傾向が見られます。

(人、件)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口総数	20,277	20,452	20,661	20,822	21,090
身体障害者手帳	535	537	557	543	554
療育手帳	118	119	131	133	131
精神障害者保健福祉手帳	131	132	154	164	175
手帳所持者合計	784	788	842	840	860

資料：町民窓口課・福祉介護課（各年4月1日現在）



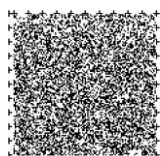
(3) 身体障がいがある人の状況

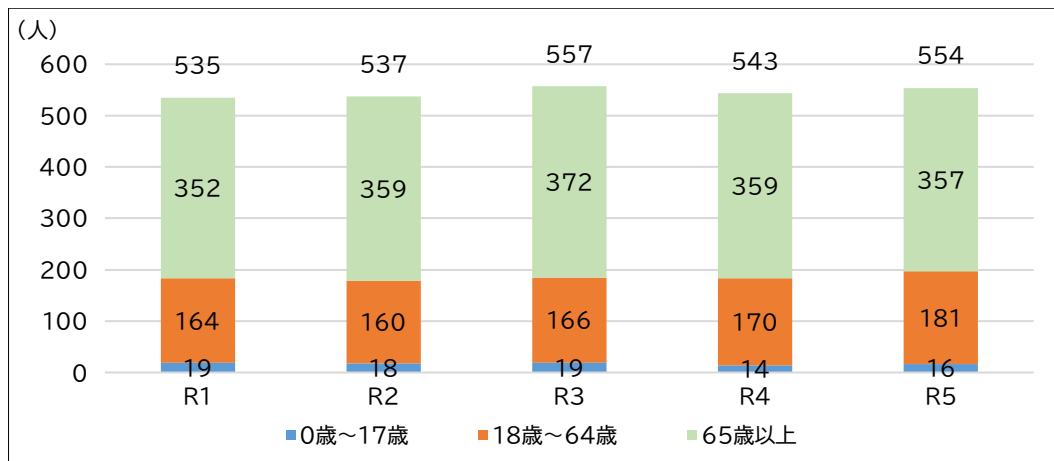
身体障害者手帳の所持者数を年齢別にみると、65歳以上が最も多く、令和5年では全体の約64%となっています。また、18～64歳が約33%、0～17歳は約3%となっています。18～64歳に緩やかな増加傾向がみられます。

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0歳～17歳	19	18	19	14	16
18歳～64歳	164	160	166	170	181
65歳以上	352	359	372	359	357
合計	535	537	557	543	554

資料：福祉介護課（各年4月1日現在）



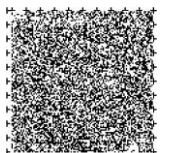
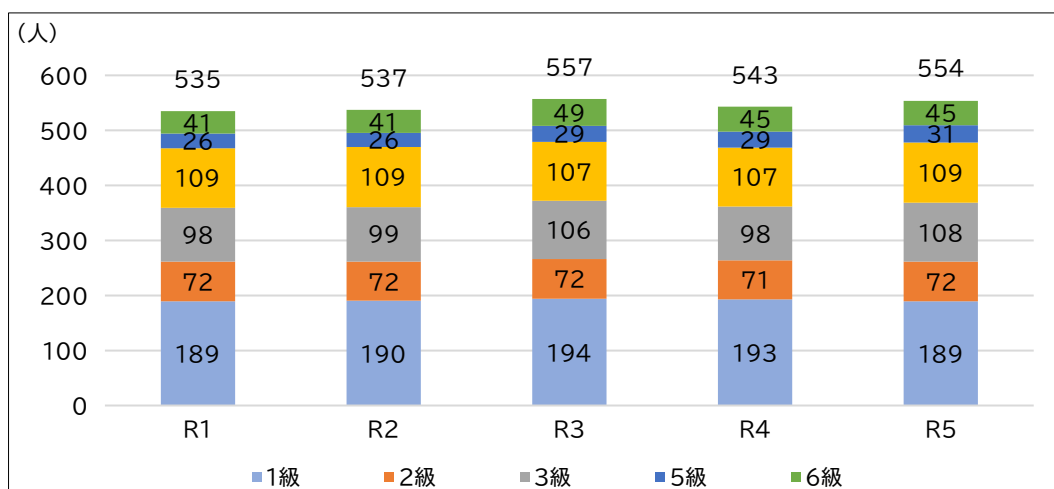


障がいの等級別の推移では、令和4年に比べて令和5年では1級が減少し、3級が増加しています。他の級では大きな変化はありません。

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	189	190	194	193	189
2級	72	72	72	71	72
3級	98	99	106	98	108
4級	109	109	107	107	109
5級	26	26	29	29	31
6級	41	41	49	45	45
合計	535	537	557	543	554

資料:福祉介護課(各年4月1日現在)



障がい種別の等級を見ると、視覚障がい、肢体不自由、内部障がいでは1級が最も多くなっています。

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	10	12	1	1	8	0
聴覚または平行障害	0	8	13	9	0	23
音声または言語障害	0	0	4	0	0	0
肢体不自由	67	52	50	66	23	22
内部障がい	112	0	40	33	0	0

資料：福祉介護課（各年4月1日現在）

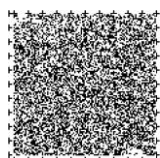
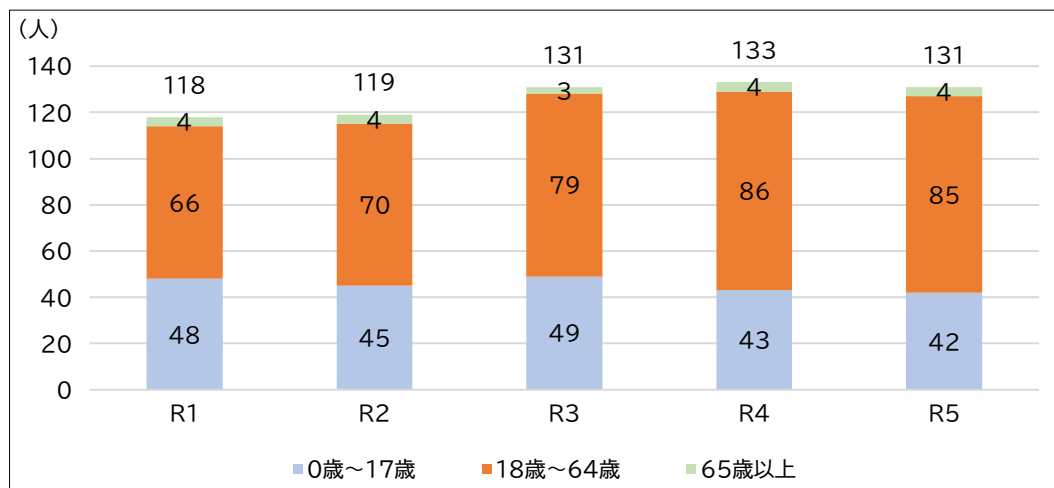
(4) 知的障がいがある人の状況

療育手帳の所持者数を年齢別にみると、18～64歳が最も多く、令和5年は85人で全体の約65%となっています。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0歳～17歳	48	45	49	43	42
18歳～64歳	66	70	79	86	85
65歳以上	4	4	3	4	4
合計	118	119	131	133	131

(人)

資料：福祉介護課（各年4月1日現在）

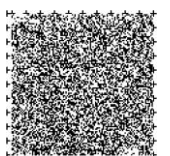
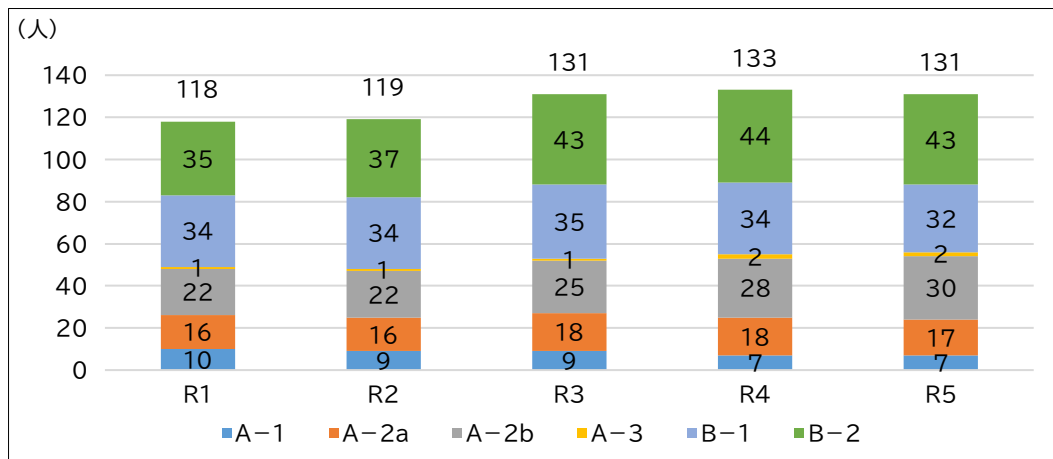


障がいの程度別にみると、令和5年ではB-2が43人で多く、全体の約33%となっています。A-2bに緩やかな増加傾向がみられます。

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A-1	10	9	9	7	7
A-2a	16	16	18	18	17
A-2b	22	22	25	28	30
A-3	1	1	1	2	2
B-1	34	34	35	34	32
B-2	35	37	43	44	43
合計	118	119	131	133	131

資料：福祉介護課(各年4月1日現在)



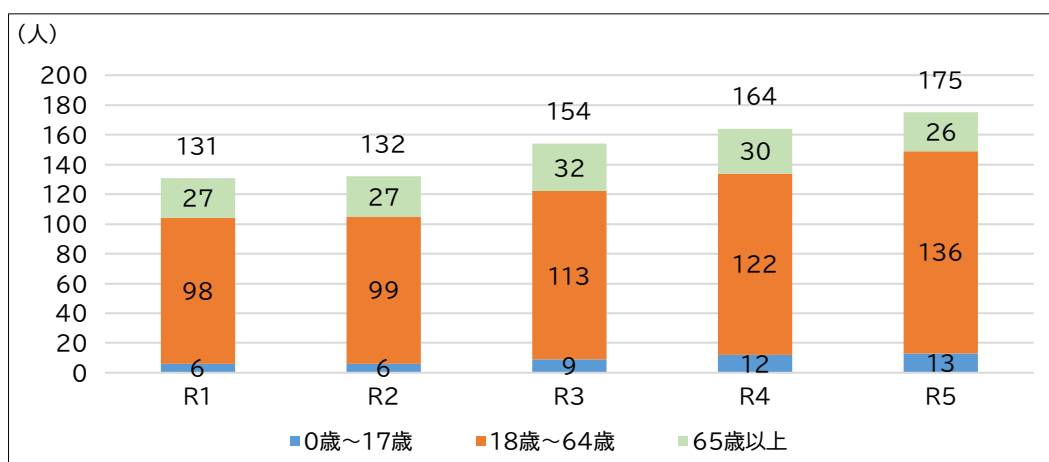
(5)精神障がいがある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加傾向となっています。年齢別にみると、18～64歳が多く、令和5年では136人と全体の約78%となっています。0歳～17歳、18歳～64歳は増加傾向にあります。

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0歳～17歳	6	6	9	12	13
18歳～64歳	98	99	113	122	136
65歳以上	27	27	32	30	26
合計	131	132	154	164	175

資料:福祉介護課(各年4月1日現在)

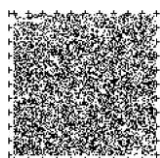


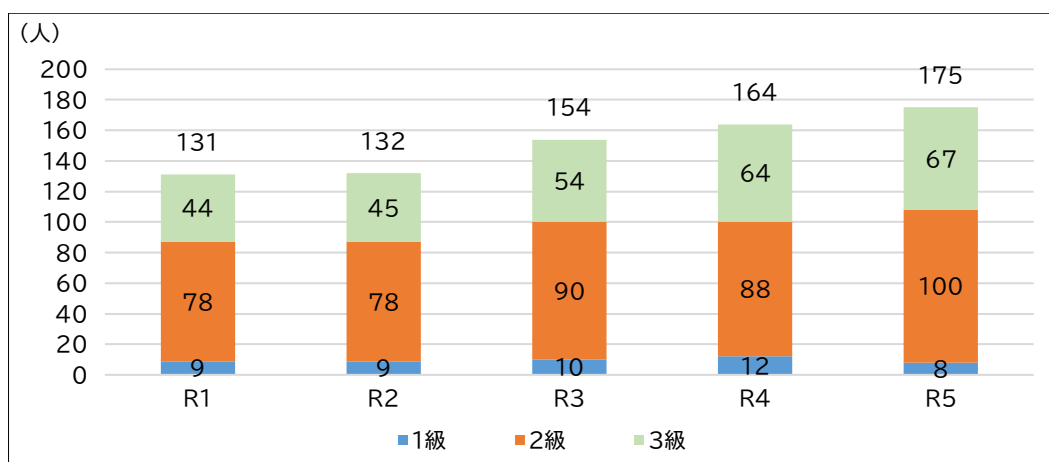
等級別にみると、2級が最も多く、令和5年では100人と全体の約57%となっています。2級、3級は増加傾向にあります。

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	9	9	10	12	8
2級	78	78	90	88	100
3級	44	45	54	64	67
合計	131	132	154	164	175

資料:福祉介護課(各年4月1日現在)





(6) 特別支援学級の就学状況

【小学校】

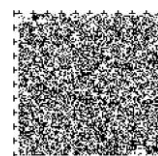
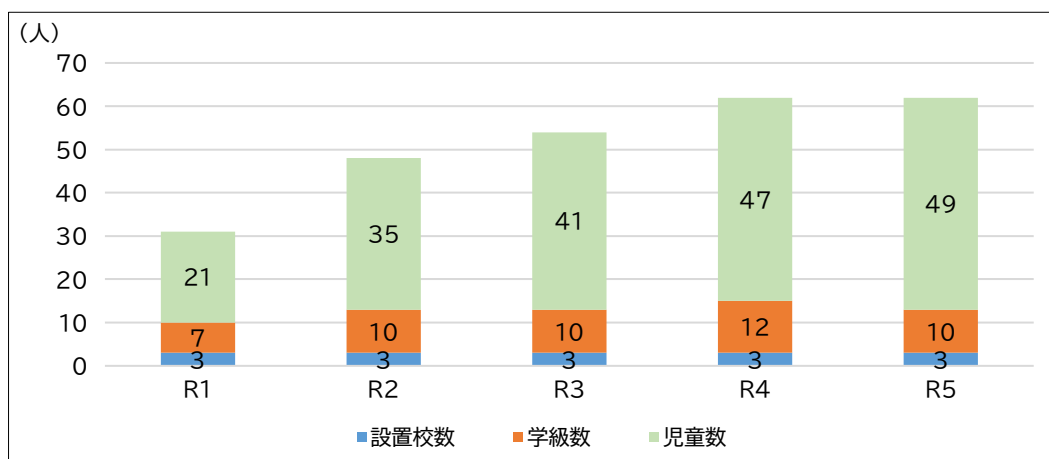
小学校における特別支援学級は、設置校数は3校で変化はありません。

児童数は増加傾向となっており、令和5年では49人となっています。

(校、学級、人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
設置校数	3	3	3	3	3
学級数	7	10	10	12	10
児童数	21	35	41	47	49

資料：学校教育課(各年4月1日現在)



【中学校】

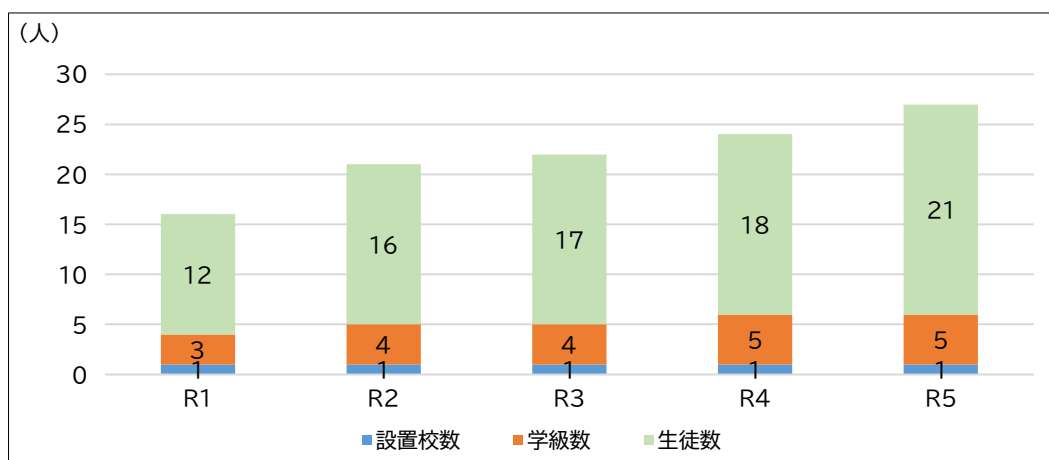
中学校における特別支援学級は、設置校数は1校で変化はありません。

学級数、児童数ともに増加傾向がみられます。令和5年では、学級数5、児童数21人となっています。

(校、学級、人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
設置校数	1	1	1	1	1
学級数	3	4	4	5	5
生徒数	12	16	17	18	21

資料：学校教育課(各年4月1日現在)



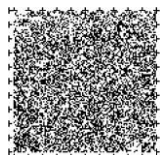
【特別支援学校】

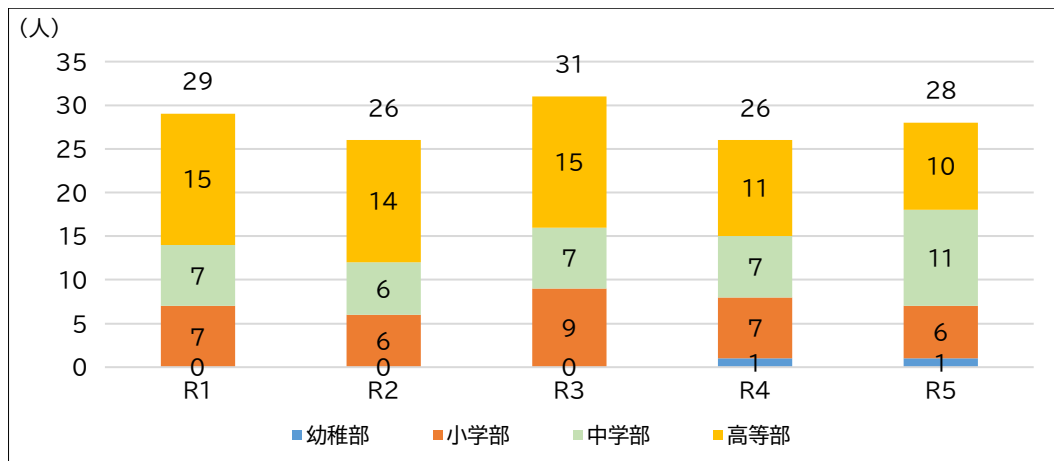
特別支援学校の就学状況は、令和5年では幼稚部に1人、小学部に6人、中学部に11人、高等部に10人の在籍者がいます。

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
幼稚部	0	0	0	1	1
小学部	7	6	9	7	6
中学部	7	6	7	7	11
高等部	15	14	15	11	10
合計	29	26	31	26	28

資料：各学校(各年4月1日現在)





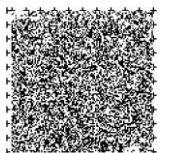
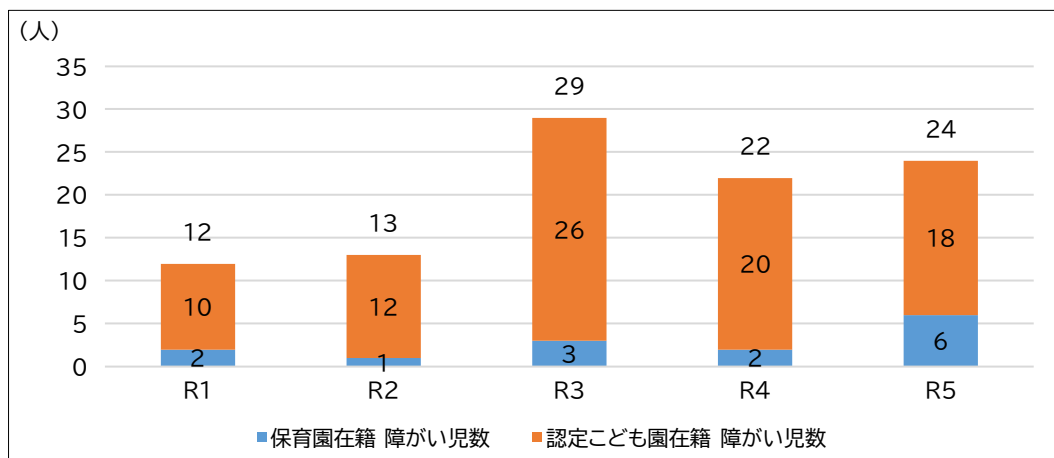
(7) 保育園・認定こども園の障がいがある子どもの在籍状況

保育園や認定こども園に在籍する障がい児は、令和5年は保育園在籍が6人、認定こども園在籍が18人となっています。

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
保育園在籍児数	161	163	156	152	140
保育園在籍 障がい児数	2	1	3	2	6
保育園加配保育士数	1	0.5	2.6	1	3
認定こども園在籍児数	585	585	574	564	557
認定こども園在籍 障がい児数	10	12	26	20	18
認定こども園加配保育士数	4	6.2	5	5.87	6
障がい児数合計	12	13	29	22	24

資料：子育て支援課(各年4月1日現在)



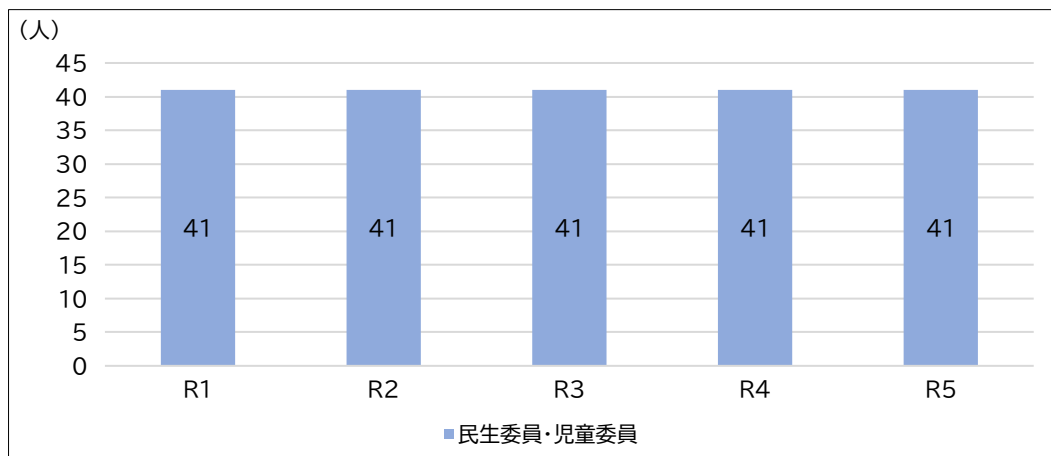
(8)相談員の設置状況

相談員の設置状況は、民生委員・児童委員が41人で近年の変化はありません。

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
民生委員・児童委員	41	41	41	41	41

資料:福祉介護課(各年4月1日現在)



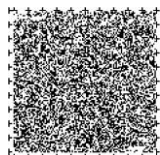
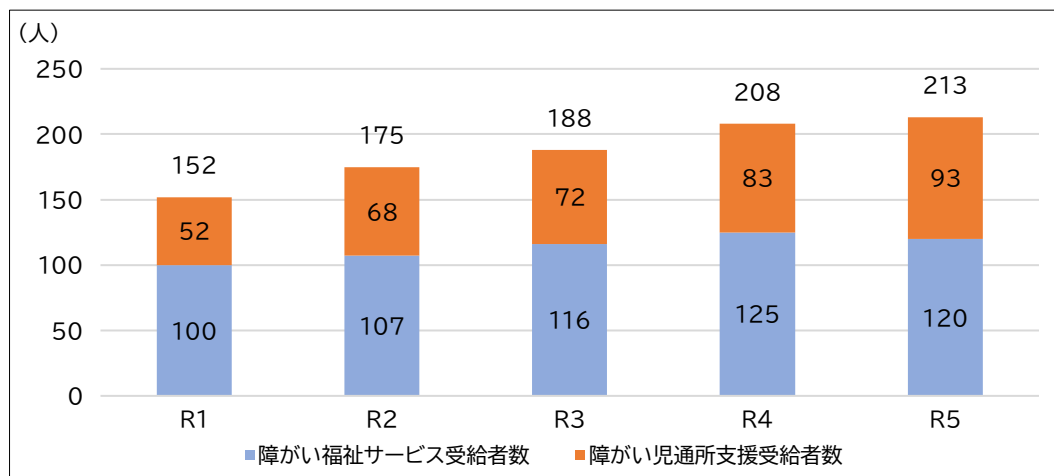
(9)障がい福祉サービス受給者数

障がい福祉サービスの受給者数は、増加傾向にあります。

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
障がい福祉サービス受給者数	100	107	116	125	120
障がい児通所支援受給者数	52	68	72	83	93
合計	152	175	188	208	213

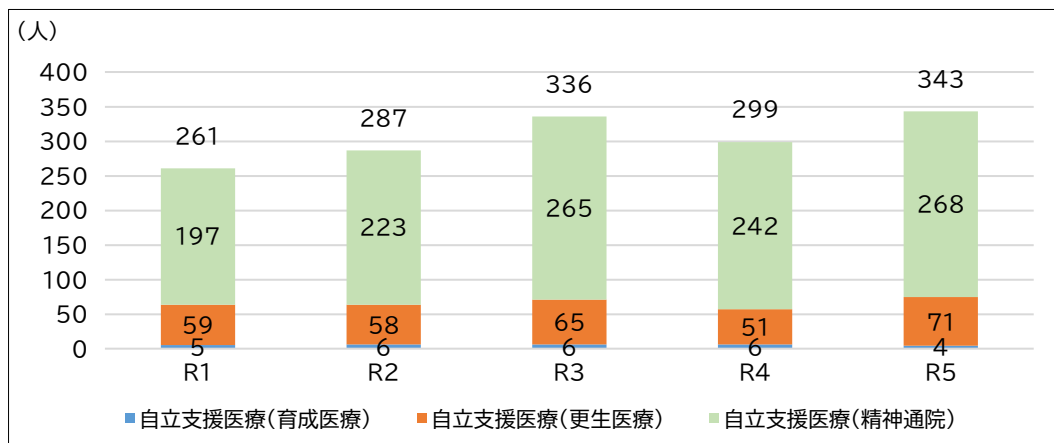
資料:福祉介護課(各年4月1日現在)



(10)通院医療費公費負担医療利用者数の推移

通院医療費公費負担医療利用者数は、令和4年に一時減少したものの、全体として増加傾向が見られます。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自立支援医療(育成医療)	5	6	6	6	4
自立支援医療(更生医療)	59	58	65	51	71
自立支援医療(精神通院)	197	223	265	242	268
合計	261	287	336	299	343

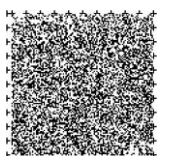
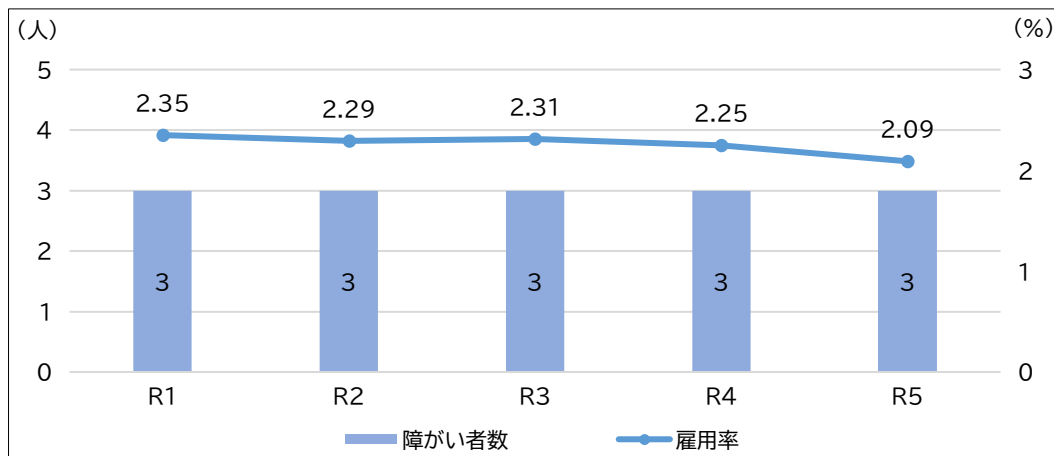


(11)障がいがある方の町職員雇用状況

障がいがある方の昭和町役場雇用状況は、3人で近年の変化はありません。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
障がい者数	3	3	3	3	3
雇用率	2.35	2.29	2.31	2.25	2.09

資料:福祉介護課(各年4月1日現在)



第3章 アンケート調査結果

1. 調査の目的

平成25年4月に施行された障害者総合支援法においては、市町村が計画を作成するにあたり、障がい者等の心身の状況やその置かれている環境及びその他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案し、計画を作成するよう努めることとされています。

平成28年6月に改正された児童福祉法では、これに基づき市町村及び都道府県においては市町村障害児福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成が義務付けられました。同法においても、市町村は障がい児の実態を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して計画を作成するよう努めることとされています。

2. 調査概要

本調査は、令和5年7月31日から8月15日の間で実施しました。

調査対象、回収状況は以下の通りです。

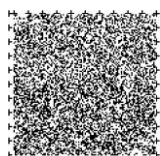
対象者・配布回収方法	発送数	有効回収	有効回収率
町内在住で障害者手帳をお持ちの方に、郵送で配布・回収	771	495	64.2%

※回答は各質問の回答者数(n)を母数とした百分率(%)で示しています。

※百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、百分率の合計が100%にならないことがあります。

※1つの質問に2つ以上答えられる「複数回答」の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

※スペースの関係上、一部設問、選択肢の文言を省略している箇所があります。

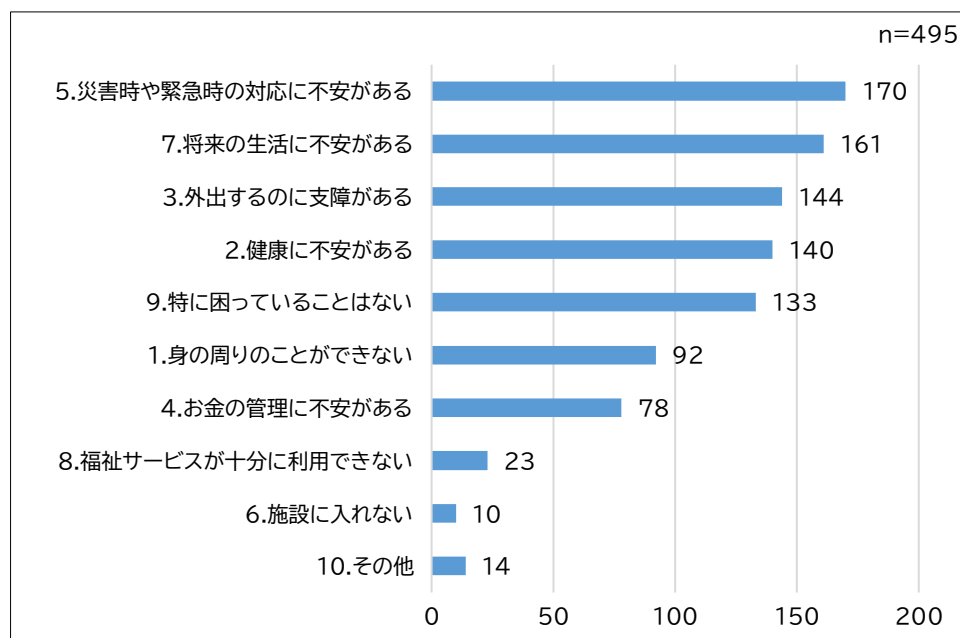


3. 調査結果

(1) 日常生活で困ってること(複数回答)

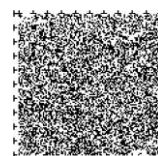
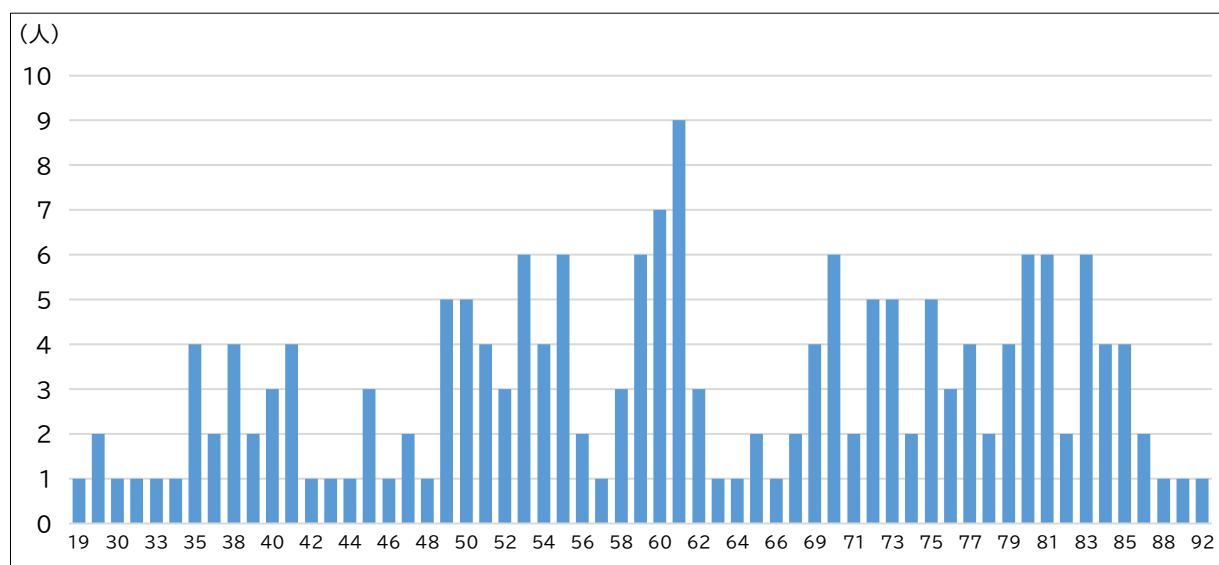
日常生活で困っていることについては「5.災害時や緊急時の対応に不安がある」が最も多く、次いで「7.将来の生活に不安がある」が多くなっています。

「8.福祉サービスが十分に利用できない」との回答も23件ありました。



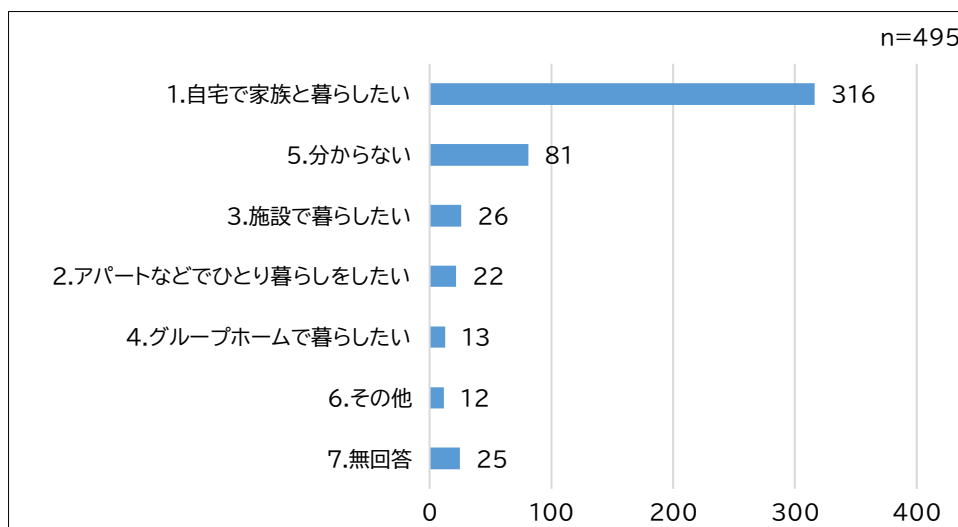
(2) 介助者の年齢

介助者の年齢については、65歳以上が80人となっています。また最高齢は92歳となっています。



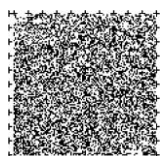
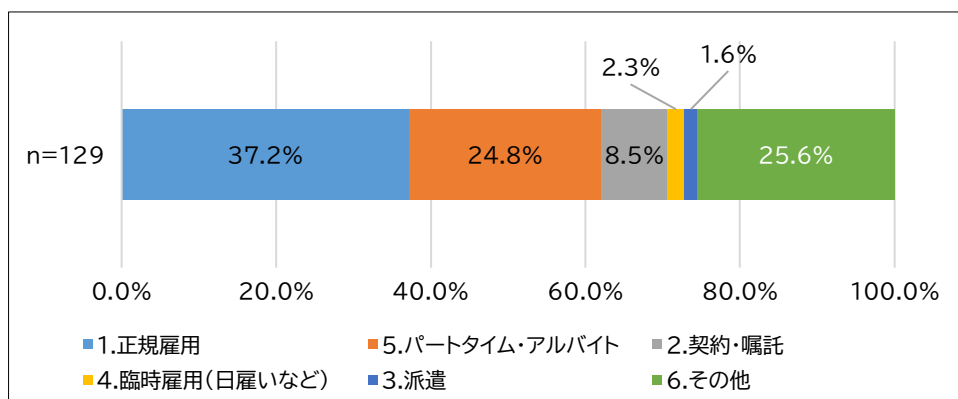
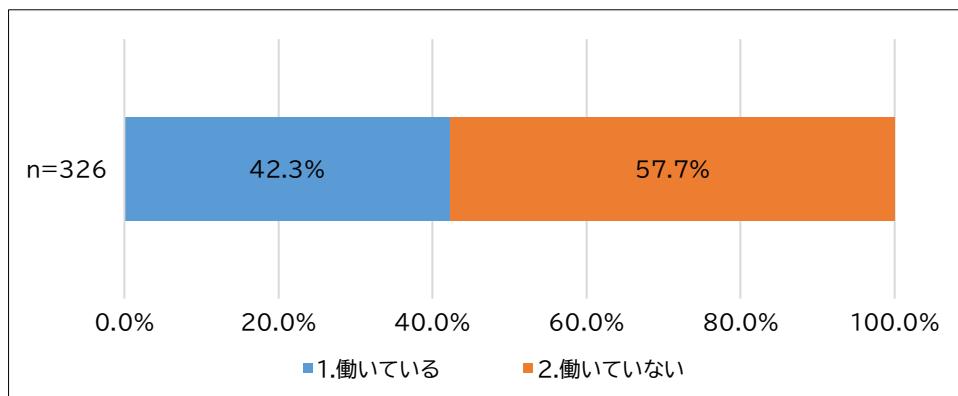
(3) 将来どこで暮らしたいか

将来どこで暮らしたいかについては「1. 自宅で家族と暮らしたい」が最も多く、次いで「5. 分からない」が多くなっています。



(4) 現在働いているか

現在働いているかについては、42.3%の人が働いていると回答しています。雇用形態については、37.2%が正規雇用、24.8%がパートタイム・アルバイトとなっています。



第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

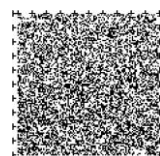
本計画の基本理念は、障害者基本法に基づき、関連計画の位置づけとして策定している「昭和町第5次障がい者計画（令和4年度～令和8年度）」との整合性をとるため、当該計画の基本理念を踏襲し「互いに手を取りあい 自立と社会参加を支える 幸せのまち」とします。

基本理念

「互いに手を取りあい 自立と社会参加を支える 幸せのまち」

国が提示した「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の基本理念では、以下の7項目が計画策定における基本的理念とされています。本町においても、これらの視点を計画に取り入れ、施策の充実を図っていきます。

1	障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2	市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3	入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4	地域共生社会の実現に向けた取り組み
5	障害児の健やかな育成のための発達支援
6	障害福祉人材の確保・定着
7	障害者の社会参加を支える取り組み定着



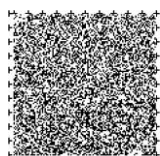
2. 障がい福祉サービス基盤整備の基本的な考え方

本町の人口規模や整備基盤状況に鑑み、障がいがある人の雇用・就労の促進、地域における居住の場の確保、相談支援及び障がい児支援体制の整備等を重点的な視点とし、町、事業者及びその他の関係者が協働でサービスの提供ができるよう努めます。

障がい福祉サービスの提供体制	
1	必要とされる訪問系サービスの保障 訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援)の充実を図ります。
2	希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障 希望する日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス)の充実を図ります。
3	グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実 地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。また、各関係機関の連携のもと、地域生活支援機能を担う体制の整備を図ります。
4	福祉施設から一般就労への移行等の推進 就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。

相談支援の提供体制	
1	相談支援体制の充実・強化 障がいがある人が地域において自立した生活を営むためには、障がい特性に合わせた福祉サービスの提供体制の確保はもちろんのこと、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実が必要です。そのために、サービスの支給決定前に利用計画の作成とともに、様々な相談などにも対応できる体制整備を進めます。

障がい児支援の提供体制	
1	障がい児支援体制の整備 障がいがある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供することができるよう、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の整備を進めます。

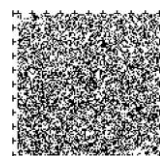


3. (参考)国の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	
1	全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2	希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
3	グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
4	福祉施設から一般就労への移行等の推進
5	強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実
6	依存症対策の推進

相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	
1	相談支援体制の充実・強化
2	地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
3	発達障がい者等に対する支援
4	協議会の活性化

障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	
1	地域支援体制の構築
2	保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
3	地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進
4	特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
5	障がい児相談支援の提供体制の確保



4. 障がい福祉サービス等の体系

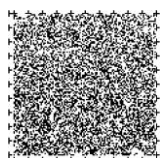
障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、本町の状況に応じた障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障がい児支援が適切に提供されるよう、下記のとおり事業等を実施していきます。

【障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの体系】

指定障がい福祉サービス（自立支援給付）	訪問系サービス	① 居宅介護（ホームヘルプ） ② 重度訪問介護 ③ 同行援護 ④ 行動援護 ⑤ 重度障がい者等包括支援	地域生活支援事業	必須事業	① 理解促進研修・啓発事業 ② 自発的活動支援事業 ③ 相談支援事業 ④-1 成年後見制度利用支援事業 ④-2 成年後見制度法人後見支援事業 ⑤ 意思疎通支援事業 ⑥ 日常生活用具給付等事業 ⑦ 手話奉仕員養成研修事業 ⑧ 移動支援事業 ⑨ 地域活動支援センター事業
	日中活動系サービス	① 生活介護 ② 自立訓練（機能訓練） ③ 自立訓練（生活訓練） ④ 就労移行支援 ⑤ 就労継続支援（A型） ⑥ 就労継続支援（B型） ⑦ 就労定着支援 ⑧ 療養介護 ⑨ 短期入所（福祉型） ⑩ 短期入所（医療型）		任意事業	① 更生訓練費等給付事業 ② 訪問入浴サービス事業 ③ 施設入所者就職支度金給付事業 ④ 声の広報発行事業 ⑤ 日中一時支援事業 ⑥ 自動車運転免許取得費・改造費助成事業 ⑦ 障がい者情報バリアフリー化支援事業
	居住系サービス	① 自立生活援助 ② 共同生活援助（グループホーム） ③ 施設入所支援			
相談支援		① 計画相談支援 ② 地域移行支援 ③ 地域定着支援			

【児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの体系】

障がい児支援 （障害児通所支援・障がい児相談支援）	① 児童発達支援 ② 医療型児童発達支援 ③ 放課後等デイサービス ④ 保育所等訪問支援 ⑤ 居宅訪問型児童発達支援 ⑥ 障がい児相談支援
------------------------------	--

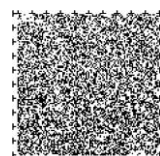


5. 成果目標

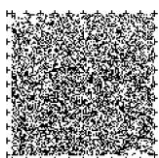
障がいがある人の自立支援の観点から、福祉施設及び病院から地域生活への移行や就労への支援等の対応をする必要があります。国の基本指針に即し、第6期計画の進捗状況を踏まえ、以下に掲げる6項目について、それぞれ令和8年度を目標年度とする成果目標を設定します。

【成果目標：計画期間が終了する令和8年度末の目標値】

1. 施設入所者の地域生活への移行	
①	地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
②	施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
①	精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
②	精神病床における1年以上入院患者数
③	精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上
3. 地域生活支援の充実	
①	各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
②	強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること
4. 福祉施設から一般就労への移行等	
①	一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
②	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
③	各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進
④	就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
⑤	就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上



5. 障害児支援の提供体制の整備等	
①	児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
②	全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
③	各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
④	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
⑤	各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置
⑥	各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置
6. 相談支援体制の充実・強化等	
①	各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
②	協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	
①	各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築



(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

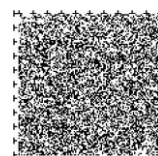
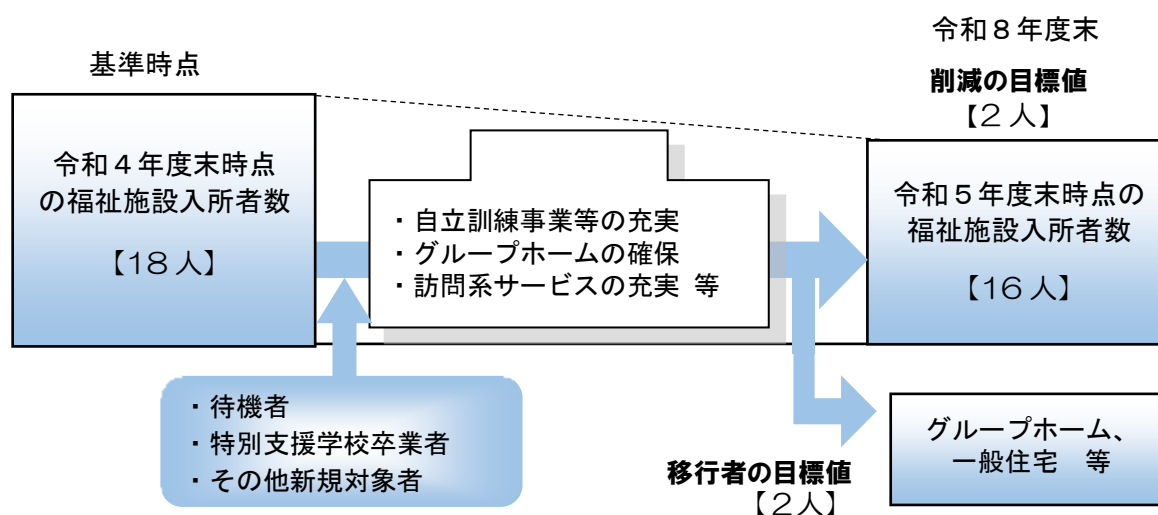
福祉施設入所者の地域生活への移行については、国が定める基本指針に基づき令和8年度における数値目標を設定します。

【第7期計画の成果目標の設定(国の基本指針)】

- 施設入所者の地域移行:令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行
- 施設入所者数の削減 :令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減

項 目	目標値	考え方
令和4年度末時点の入所者数(A)	18人	令和4年度末時点の入所者
令和8年度入所者数(B)	16人	令和8年度末時点の入所者数の見込み
地域生活移行人数(C)	2人	令和4年度末時点からの施設入所から地域生活への移行見込み
	11.1%	移行割合(C/A)
削減見込み人数	2人	令和4年度末時点から令和8年度末までの施設入所者の削減数(A-B)
	11.1%	削減割合(A-B/A)

【施設入所者の地域生活移行者数の目標数値 イメージ】



(2)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等の整備については、国が定める基本指針に基づき令和8年度における数値目標を設定します。

【第7期計画の成果目標の設定(国の基本指針)】

○令和8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可能)するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、支援の実績等を踏まえ年1回以上運用状況を検証、検討する。

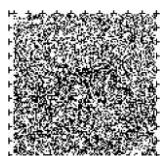
項 目	目標値	考え方
設置数	1か所	昭和町単独で設置済み
機能検証の実施回数	12回	年に1回以上の運用状況の検証・検討を実施

(3)福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労への移行については、国が定める基本指針に基づき令和8年度における数値目標を設定します。

【第7期計画の成果目標の設定(国の基本指針)】

- 福祉施設から一般就労への移行:令和3年度実績の1.28倍以上
- うち
 - ・就労移行支援を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者が令和3年度の移行実績の1.31倍以上とする。
 - ・就労継続支援 A 型を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者が令和3年度の移行実績の1.29倍以上とする。
 - ・就労継続支援 B 型を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者が令和3年度の移行実績の1.28倍以上とする。
- 就労定着支援事業の利用者数:令和3年度末実績の1.41倍以上。
- 令和8年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とする。



ア)就労移行支援事業等*を通じて一般就労に移行する者

項 目	目標値	考え方
令和3年度末時点の年間移行者数	1人	令和3年度の移行実績
令和8年度末時点の年間移行者数	4人	令和3年度の移行実績の1.28倍以上

*就労移行支援事業等:生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

イ)うち就労移行支援事業を通じた移行者数

項 目	目標値	考え方
令和3年度末時点の年間移行者数	0人	令和3年度の移行実績
令和8年度末時点の年間移行者数	1人	令和3年度の移行実績の1.31倍以上

ウ)うち就労継続支援A型を通じた移行者数

項 目	目標値	考え方
令和3年度末時点の年間移行者数	0人	令和3年度の移行実績
令和8年度末時点の年間移行者数	1人	令和3年度の移行実績の1.29倍以上

エ)うち就労継続支援B型を通じた移行者数

項 目	目標値	考え方
令和3年度末時点の年間移行者数	1人	令和3年度の移行実績
令和8年度末時点の年間移行者数	2人	令和3年度の移行実績の1.28倍以上

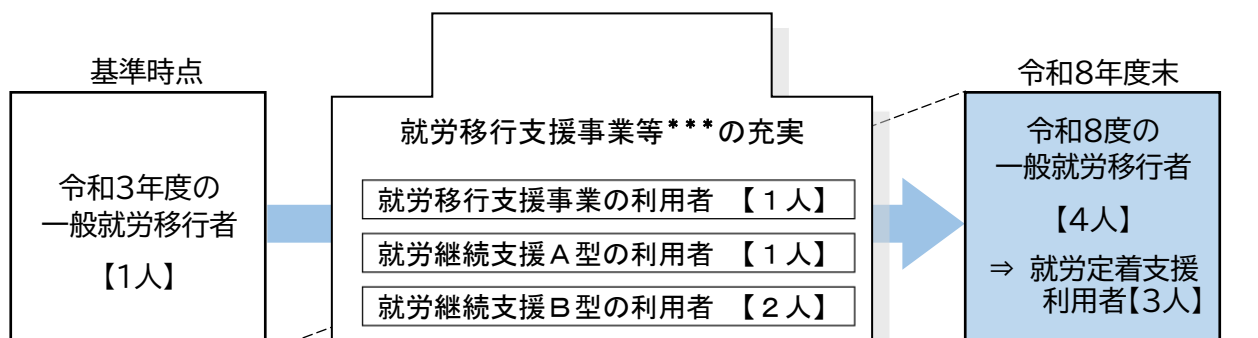
オ)うち就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者

項 目	目標値	考え方
就労定着支援事業の利用者数	1.5倍 (令和3年:2人/令和8年:3人)	1.41倍以上

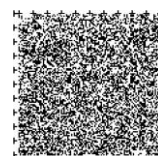
カ)就労定着支援事業の就労定着率**

項 目	目標値	考え方
就労定着率8割以上の事業所の割合	10割(1事業所/1事業所)	2.5割以上

**就労定着率:過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合



***就労移行支援事業等:生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援



(4)障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備については、国が定める基本指針に基づき令和8年度における数値目標を設定します。

【第3期計画の成果目標の設定(国の基本指針)】

- 令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(市町村単独での設置が困難な場合は、圏域の設置であっても差し支えない)。
- 令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。
- 令和8年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する(市町村単独での確保が困難な場合は、圏域での確保であっても差し支えない)。
- 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とする(各市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での圏域での設置であっても差し支えない)。

ア)児童発達支援センターの整備

項 目	目標値	考え方
設置数	1か所	昭和町単独

イ)地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築の有無

項 目	目標値	考え方
体制の有無	有	昭和町単独

ウ)重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備

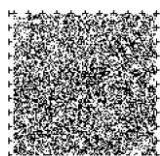
項 目	目標値	考え方
事業所数	1か所	昭和町単独

エ)重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備

項 目	目標値	考え方
事業所数	1か所	昭和町単独

オ)医療的ケア児のための協議の場の設置

項 目	目標値	考え方
設置数	1か所	圏域で設置済み
コーディネーター数	1人	昭和町単独



(5) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等について、国が定める基本指針に基づき令和8年度における数値目標を設定します。

【第7期計画の成果目標の設定(国の基本指針)】

○令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

項 目	目標値	考え方
基幹相談支援センター等の設置	1か所	中央市・昭和町で共同設置済み

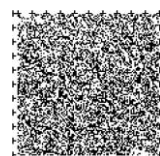
(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築について、国が定める基本指針に基づき令和8年度における数値目標を設定します。

【第7期計画の成果目標の設定(国の基本指針)】

○令和8年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築する。

項 目	目標値	考え方
研修参加を促す取り組み	1回／年	昭和町単独
審査エラー内容分析結果を活用した取り組み	12回／年	



第5章 サービス量の見込みと確保の方策

1. 指定障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが障がいがある人等の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等の介護や調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる支援を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがある人で、常時介護を要する人に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護や調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。

③ 同行援護

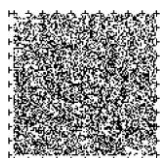
視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行及び移動時に同行し、必要となる排せつや食事等の介護、その他必要な支援（代筆・代読含む）を行います。

④ 行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動に著しい困難があり常時介護を要する人が行動する際に、危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護、排せつや食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

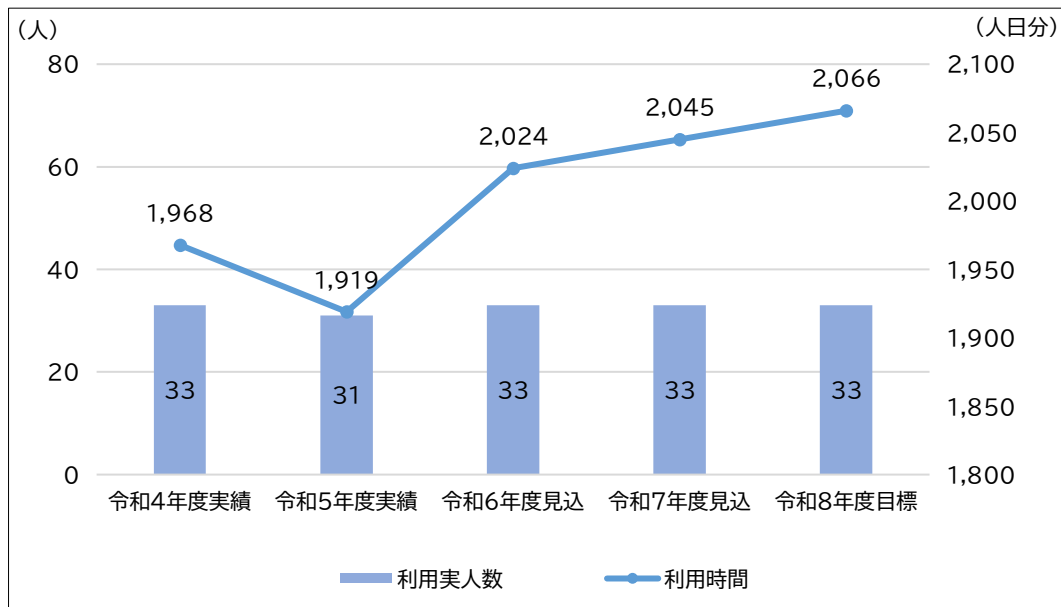
⑤ 重度障がい者等包括支援

障がいの程度が重く意思の疎通に著しい困難を伴う常時介護を要する人並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動に著しい困難がある人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。



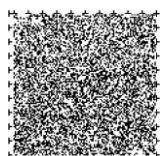
(月当たり)

訪問系				第7期		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	見込	目標
居宅介護	人日分	489	415	489	504	519
	人	24	23	24	26	28
重度訪問介護	人日分	1,327	1,307	1,327	1,327	1,327
	人	3	3	3	3	3
同行援護	人日分	6	1	6	6	6
	人	2	1	2	2	2
行動援護	人日分	146	196	202	208	214
	人	4	4	5	5	5
重度障害者等包括支援	人日分	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0
計	人日分	1,968	1,919	2,024	2,045	2,066
	人	33	31	34	36	38



【訪問系サービスの必要な見込み量確保のための方策】

1	障がいがある人及び当事者団体に対して、訪問系サービス内容や事業所に関する情報提供の充実を図り、訪問系サービスの利用促進に努めます。
2	基幹相談支援センターや福祉施設・事業所等と連携を図り、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。特に、精神障がい者や重度の障がい者に対するサービス実施主体は現状少ないため、介護保険サービスのみの提供事業所の障がい福祉分野への参入促進を積極的に働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。
3	就業していないホームヘルパー資格等を持つ人や、地域の潜在的な人材を発掘し、サービス提供のための人材確保の支援に努めます。
4	県で実施されるホームヘルパー研修等の情報提供を積極的に行います。また、基幹相談支援センターと連携して障がい理解の研修会等を実施し、障がい種別ごとのニーズに対応したより質の高いサービスが提供できるように図ります。
5	困難事例への対応等を支援するため、ホームヘルパーや事業者が相互に情報交換できるネットワークづくりを進めます。
6	基幹相談支援センターを軸として相談支援事業所と連携し、サービス利用の希望者へ障がいの程度に応じた必要な訪問系サービス提供を図ります。



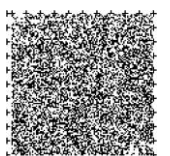
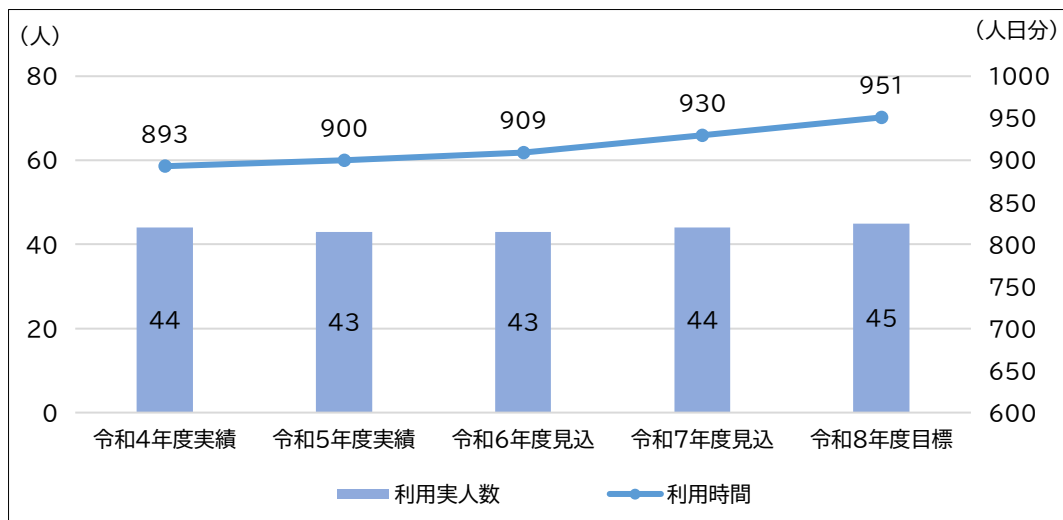
(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

障害支援区分が一定以上の常時介護を要する障がいがある人が、障害者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ及び食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供等を受けるサービスです。

(月当たり)

日中活動系		第7期				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	見込	目標
生活介護	人日分	893	900	909	930	951
	人	44	43	43	44	45

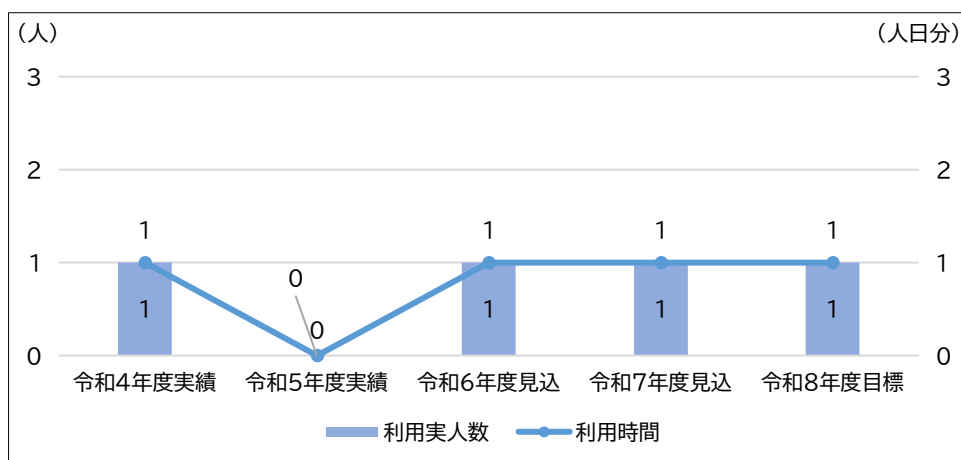


②自立訓練(機能訓練)

医療機関を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいがある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいがある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受けるサービスです。利用期限が1年6か月(頸髄損傷による四肢麻痺等の場合は3年まで)と定められています。

(月当たり)

日中活動系		第7期				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	見込	目標
自立訓練(機能訓練)	人日分	1	0	1	1	1
	人	1	0	1	1	1

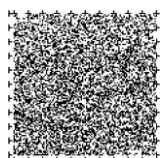


③自立訓練(生活訓練)

医療機関や施設を退院・退所した人や特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がいがある人や精神障がいがある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受ける事業です。利用期限が2年間、長期間入院者等は3年間と定められています。

(月当たり)

日中活動系		第7期				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	見込	目標
自立訓練(生活訓練)	人日分	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0



④自立訓練(宿泊型)

日中仕事をされている人や、障害福祉サービス事業所、デイケア等を利用している人に対し、夜間の生活の場所を提供し、帰宅後の食事、家事等の生活能力向上のための訓練を行う事業です。

(月当たり)

日中活動系		第7期				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	見込	目標
自立訓練(宿泊型)	人日分	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0

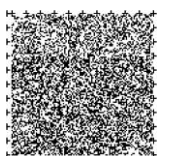
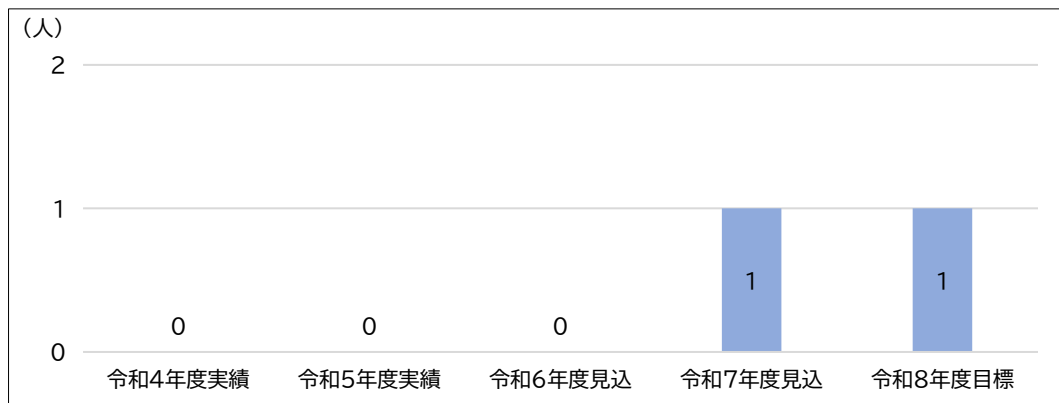
⑤就労選択支援

就労を希望するかまたは就労の継続を希望する障がい者に対して、就労移行支援や就労継続支援を受けることや通常の事業所に雇用されることについて、障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行い、適切な選択のための支援を行う事業です。

令和4年の10月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」改正法が成立し、新設されました。令和7年までをめどに開始される予定です。

(月当たり)

日中活動系		第7期				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	見込	目標
就労選択支援	人	0	0	0	1	1

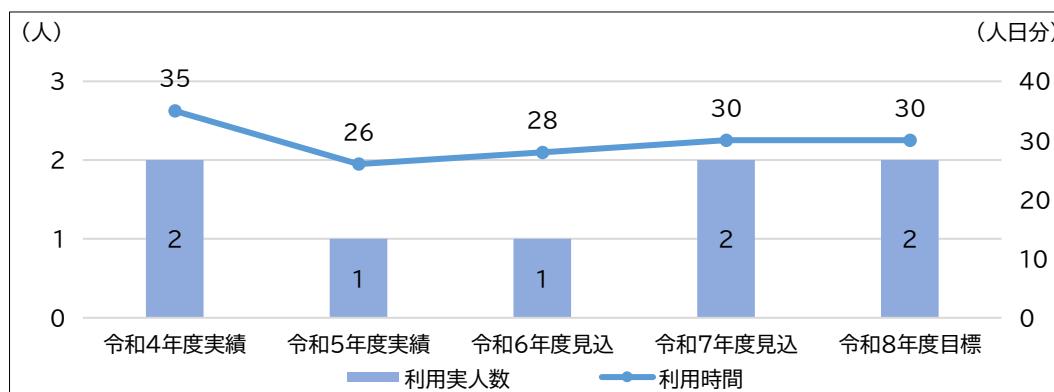


⑥就労移行支援

就労を希望する障がいがある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。標準利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間または5年間です。

(月当たり)

日中活動系		第7期				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	見込	目標
就労移行支援	人日分	35	26	28	30	30
	人	2	1	1	2	2

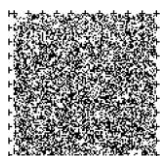
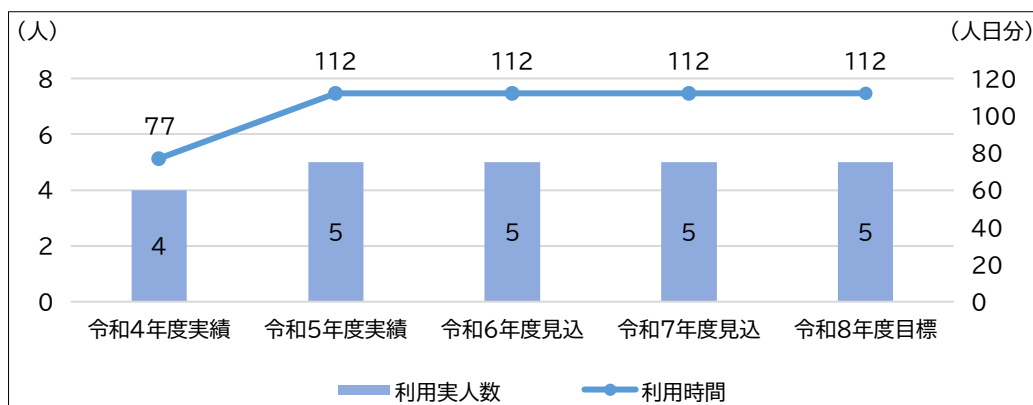


⑦就労継続支援(A型)

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいがある人に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

(月当たり)

日中活動系		第7期				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	見込	目標
就労継続支援(A型)	人日分	77	112	112	112	112
	人	4	5	5	5	5

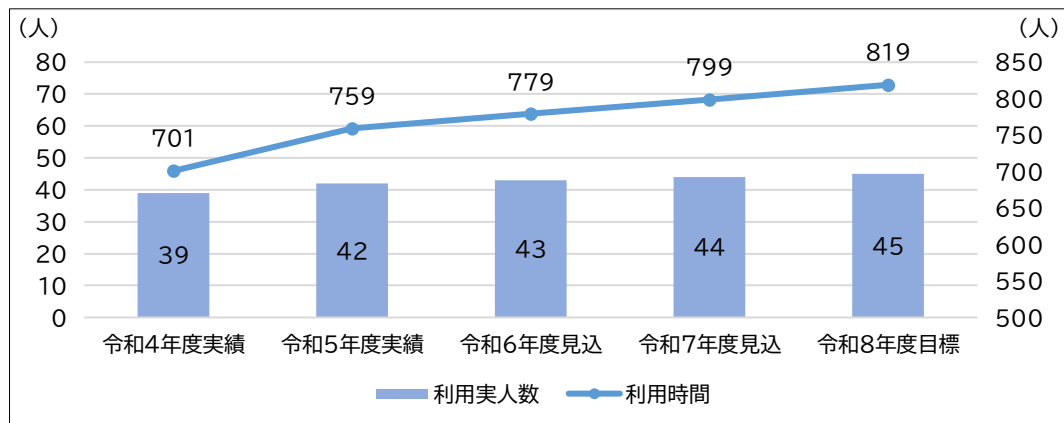


⑧就労継続支援(B型)

年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、通常の事業所に雇用されることが困難な障がいがある人に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

(月当たり)

日中活動系				第7期		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	見込	目標
就労継続支援(B型)	人日分	701	759	779	799	819
	人	39	42	43	44	45

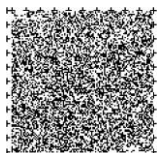
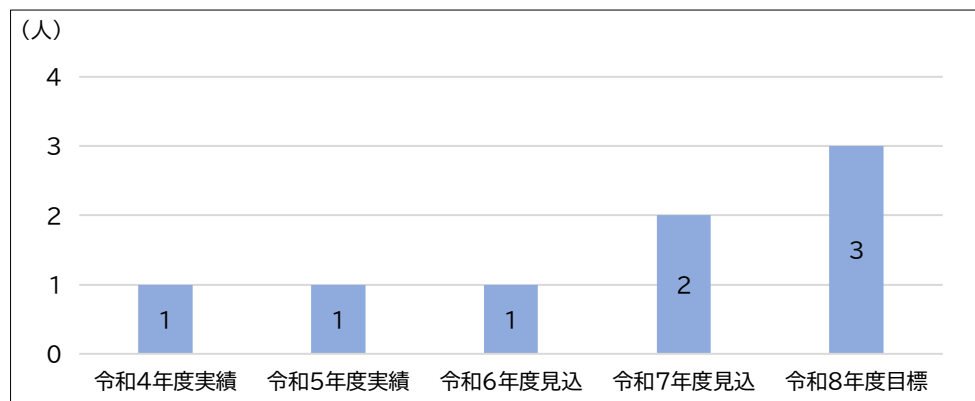


⑨就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいがある人で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

(月当たり)

日中活動系				第7期		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	見込	目標
就労定着支援	人	1	1	1	2	3

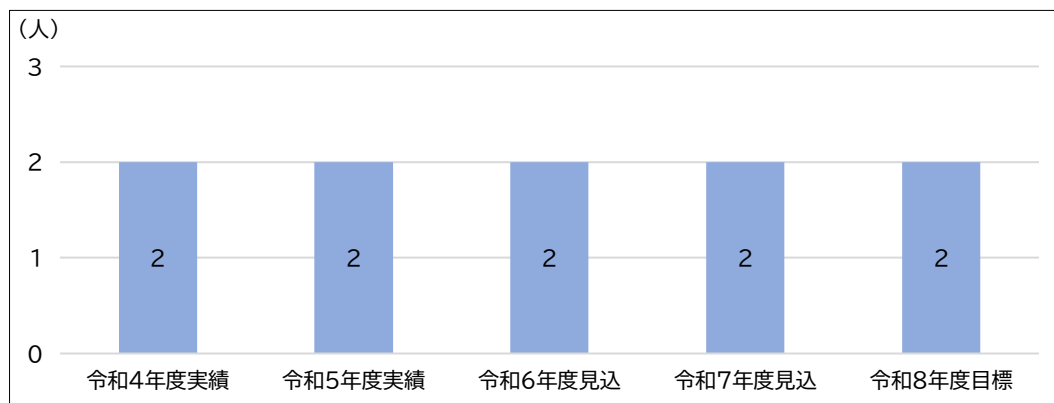


⑩療養介護

医療を要する障がいがあり常時介護を要する人に、主として昼間に医療機関等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理による介護及び日常生活の世話等を行うサービスです。

(月当たり)

日中活動系		第7期				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	見込	目標
療養介護	人	2	2	2	2	2

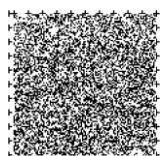
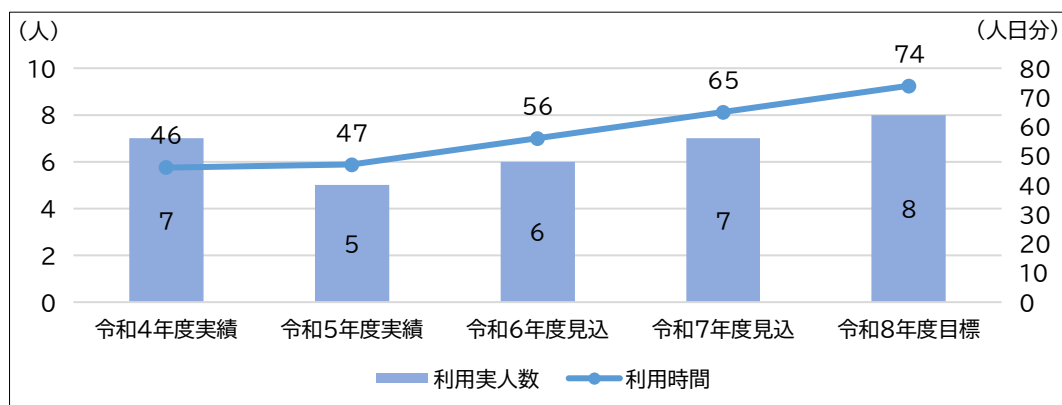


⑪短期入所(福祉型)

障がいがある人が、居宅において介護を行う人の疾病及びその他の理由等で介護が受けられない場合、施設に短期間入所して入浴、排せつ及び食事の介護等を受ける事業です。障害者支援施設において実施されるサービスが福祉型です。

(月当たり)

日中活動系		第7期				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	見込	目標
短期入所(福祉型)	人日分	46	47	56	65	74
	人	7	5	6	7	8



⑫短期入所(医療型)

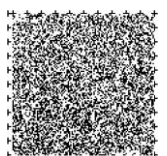
障がいがある人が、居宅において介護を行う人の疾病及びその他の理由等で介護が受けられない場合、施設に短期間入所して入浴、排せつ及び食事の介護等を受ける事業です。医療機関・介護老人保健施設において実施されるサービスが医療型です。

(月当たり)

日中活動系		第7期				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	見込	目標
短期入所(医療型)	人日分	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0

【日中活動系サービスの必要な見込み量確保のための方策】

1	基幹相談支援センターや福祉施設・事業所等と連携を図り、利用者のニーズに応えられる多様な日中活動系サービスの実施主体の確保に努めます。
2	障がいがある人及び当事者団体に対して、日中活動系サービス内容や事業所に関する情報提供を積極的に行います。
3	利用者のニーズを把握してサービス量の充実に努めるとともに、緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービス提供に努めます。
4	日中活動系サービスの一部は利用期限が定められているため、途切れることなく他のサービスによる支援ができるように努めます。
5	特別支援学校の卒業生が、ニーズに応じたサービスを受けることができるよう、基幹相談支援センター、特別支援学校、相談支援事業所、サービス提供事業所、関係機関との連携を強化し、卒業生への適切なサービス提供に努めます。
6	県、障がい者就業・生活支援センター、公共職業安定所(ハローワーク)、特別支援学校、就労移行支援事業者、民間企業など、就労関係団体・機関との連携をさらに強化し、自立支援協議会を中心としたネットワークの構築を進めます。
7	就労移行支援の利用者の働く場の創出のため、民間企業に対して、法定雇用率や障がいがある人の雇用に関する各種助成制度の活用、税制上の優遇措置等の情報提供を行います。
8	短期入所については、利用が困難な状況にあるため、利用者や家族のニーズに対応できるよう、サービス提供の体制づくりを進めます。



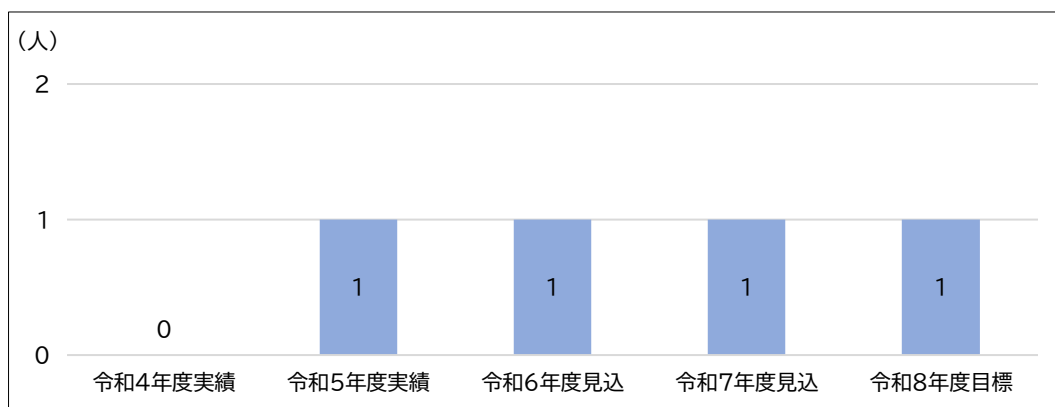
(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

施設入所やグループホーム等を利用していた障がいがある人で、ひとり暮らしへ移行した人を対象に、定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題がないか等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

(月当たり)

居住系		第7期				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	見込	目標
自立生活援助	人	0	1	1	1	1

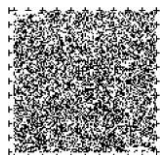
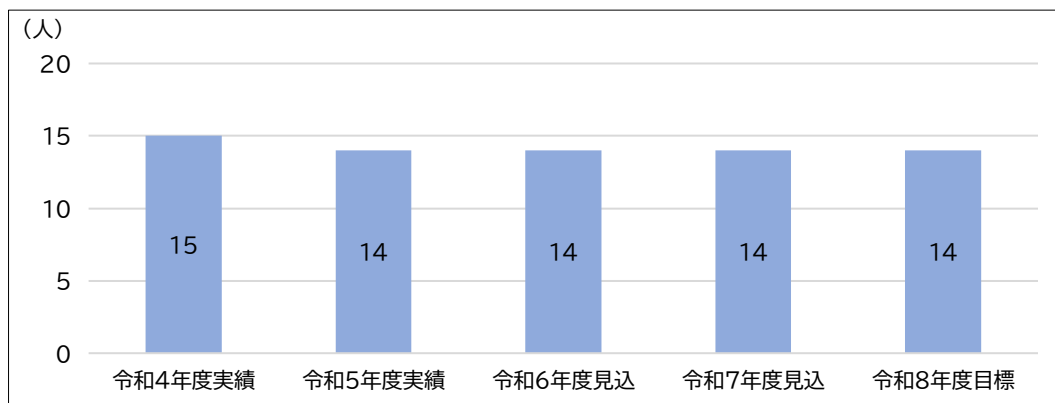


② 共同生活援助(グループホーム)

家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など、必要なサービスを提供します。

(月当たり)

居住系		第7期				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	見込	目標
共同生活援助 (グループホーム)	人	15	14	14	14	14

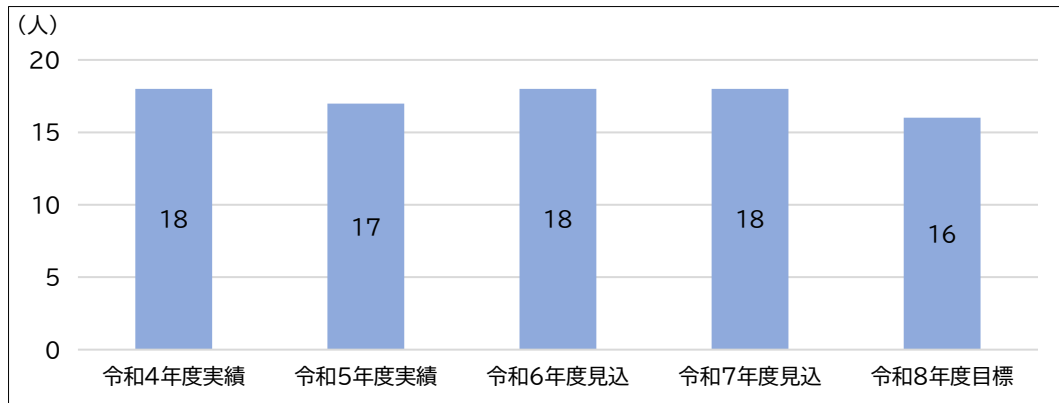


③施設入所支援

施設に入所する障がいがある人が、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事の介護等を受ける事業です。

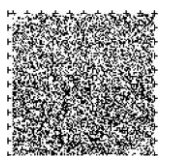
(月当たり)

居住系		第7期				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	見込	目標
施設入所支援	人	18	17	18	18	16



【居住系サービスの必要な見込み量確保のための方策】

1	居住系サービスの施設整備は、県及び中北圏域の市町と協議しながら推進していきます。また、地域住民の障がい理解を促進するために啓発や周知に努めます。
2	精神障がい者のグループホームについて、医療機関や社会復帰施設等を運営する医療法人や社会福祉法人等、運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけます。
3	施設職員の資質のさらなる向上を目的に、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。
4	施設入所者や入院している障がいがある人等が円滑に地域移行するために、基幹相談支援センターや各関係機関と連携を図りながら、地域生活を支えるサービス提供体制の整備を進めます。
5	入所者の決定については、入所待機者のうち、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障がいがある人の受け入れを今後も優先していきます。
6	中北圏域の市町や利用者等の協議のもと、施設処遇の改善に努め、人権尊重を基本とした生活の向上を図ります。



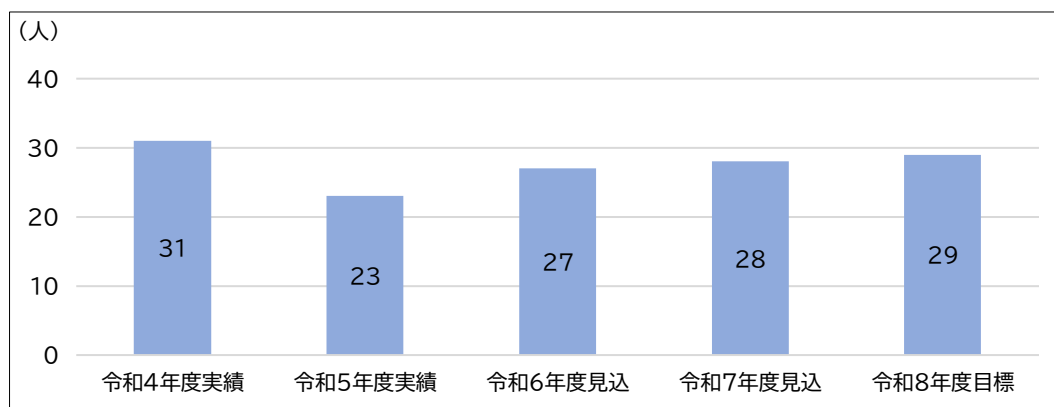
(4)相談支援

①計画相談支援

障がい福祉サービスを利用するすべての障がいがある人または障がい児の保護者を対象に、障がい福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況を検証します。

(月当たり)

相談支援		第7期				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	見込	目標
計画相談支援	人	31	23	27	28	29

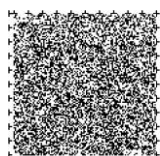


②地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がいがある人または病院に入院している精神障がいがある人を対象に、住居の確保等の地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の必要な支援を行います。

(月当たり)

相談支援		第7期				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	見込	目標
地域移行支援	人	0	0	1	1	1

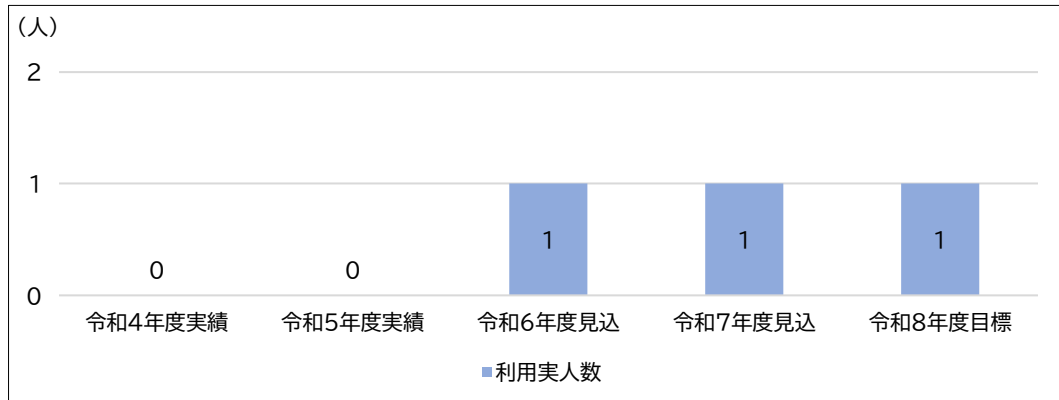


③地域定着支援

自宅において、家庭の状況等により同居している家族からの支援を受けられない障がいがある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に関する相談やその他必要な支援を行います。

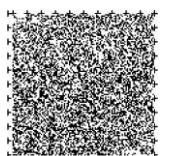
(月当たり)

相談支援		第7期				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	見込	目標
地域定着支援	人	0	0	1	1	1



【相談支援の必要な見込み量確保のための方策】

1	障がいがある人に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくりなど、体制の充実を働かけます。
2	医療機関からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行・定着できるよう、県と連携しながら、相談支援専門員の量的拡充と質的確保に努め、退院者・退所者を重点的に支援します。
3	施設入所者や入院している障がいがある人等が円滑に地域移行・地域定着するために、基幹相談支援センターや各関係機関と連携を図りながら、地域生活を支えるサービス提供体制の整備を進めます。



2. 地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業の概要

<目的>

障がいがある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を、効率的・効果的に実施することを目的としています。

<事業内容>

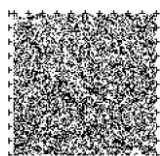
地域生活支援事業には、実施しなければならない必須事業と、自治体の判断で実施することができる任意事業とがあります。第7期計画期間においても、第6期までと同様、必須事業と7つの任意事業で実施していきます。

<費用負担>

地域生活支援事業に係る費用は、国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4を負担します。また、実施主体である市町村の判断で利用料(利用者の負担)を求めることができます。

地域生活支援事業として、本町で実施する事業は次のとおりです。

必須事業	①理解促進研修・啓発事業 ②自発的活動支援事業 ③相談支援事業 ④成年後見制度利用支援事業／成年後見制度法人後見支援事業 ⑤意思疎通支援事業 ⑥日常生活用具給付等事業 ⑦手話奉仕員養成研修事業 ⑧移動支援事業 ⑨地域活動支援センター事業
任意事業	①更生訓練費等給付事業 ②訪問入浴サービス事業 ③施設入所者就職支度金給付事業 ④声の広報発行事業 ⑤日中一時支援事業 ⑥自動車運転免許取得費助成事業／自動車改造費助成事業 ⑦障がい者情報バリアフリー化支援(社会参加推進)事業



(2) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

障がいがある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいがある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業です。

②自発的活動支援事業

障がいがある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいがある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

③相談支援事業

障がいがある人や保護者等の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障がいがある人に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援護を行います。なお、今後は町と基幹相談支援センターを中心に相談支援にあたります。

対象者	手帳の有無にかかわらずニーズのある人
利用料	無料

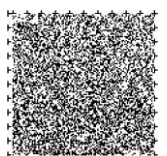
④成年後見制度利用支援事業

自分で十分判断のできない人の財産管理や福祉サービスの契約等において、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行います。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用および後見人への報酬の助成を行います。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う事業です。

成年後見制度利用者の動向を見据えつつ、事業については県からの助言を受けながら、広域での実施も含め検討していきます。



⑥意思疎通支援事業

聴覚、音声・言語機能等の障がいのために、意思疎通を図ることが困難な人に対し、手話通訳者等の派遣を行います。

対象者	聴覚に障がいがあり、意思の疎通を図ることに支障がある人等
利用料	無料

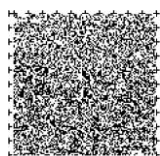
⑦日常生活用具給付等事業

重度障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、利用者が容易に利用できる、実用性のある用具を給付・貸与します。

対象者	当該用具を必要とする重度障がい者 (本人または世帯員のいずれかの人が市町村民税所得割額46万円以上の場合 は対象外)
利用料	原則として基準額または購入金額の10%
軽減策	生活保護世帯は、無料 低所得1(住民税非課税世帯で年収が80万円以下)の人は基準額または購入金額の3% 低所得2(住民税非課税世帯で低所得1に該当しない場合)の人は基準額または購入金額の5%

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成講座を開催し、聴覚障がい者等との交流活動の促進並びに広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。



⑨移動支援事業

社会生活上不可欠な外出、および余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援します。

対象者	障がい福祉サービスの「行動援護」、「同行援護」、「重度訪問介護」の対象者でない人 町が援護の実施者となっているグループホームおよびケアホームの利用者 この事業による支援が必要と認められる人(発達障がい児者等)		
利用料	区分	年間利用 100時間以下	年間利用 100時間を超えた部分
	生活保護世帯	無料	無料
	住民税非課税世帯	報酬単価から算定した 事業費の3%	報酬単価から算定した 事業費の10%
	住民税課税世帯	報酬単価から算定した 事業費の5%	報酬単価から算定した 事業費の10%

⑩地域活動支援センター事業

◆基礎的事業(必須事業)

利用者に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供など、社会との交流促進等を促進する事業を町の実情に応じて提供します。

◆強化事業(任意事業)

《Ⅰ型》

専門職員(精神保健福祉士)を配置し、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための啓発活動を実施します。

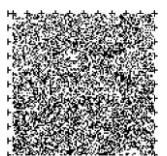
《Ⅱ型》

地域において、雇用、就労が困難な在宅障がい者に対して、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

《Ⅲ型》

地域の障がい者の援護対策として、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績をおおむね5年以上有し、安定的な運営が図られている法人格が実施します。

対象者	心身に障がいがあり、当事業の利用が必要であると認められる人
-----	-------------------------------



(3) 任意事業

①更生訓練費等給付事業

就労移行支援事業・自立訓練事業を利用する人に対し、更生訓練費を支給することで、その社会復帰の促進を図ります。

対象者	生活保護受給者または住民税非課税世帯の人
-----	----------------------

②訪問入浴サービス事業

身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行う入浴の介護で、週1回、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

対象者	訪問入浴サービス事業を利用しないと入浴が困難な在宅の身体障がい者
利用料	事業所報酬単価の10%

③施設入所者就職支度金給付事業

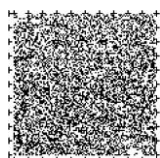
就労移行支援事業、就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する人に対し、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。

対象者	就労移行支援事業、就労継続支援事業を利用し、就職等する人
就職支度金の支給	支給対象者の申請に基づき、金品で支給(支給額は、36,000円)

④声の広報発行事業

活字から情報を得るのに困難な視覚障がい者に対し、年12回発行の「広報しょうわ」および年4回発行の「議会だよりしょうわ」の音声化テープを送付し、町および町議会の情報を提供するとともに視覚障がい者の社会参加の促進を図ります。

対象者	文字による情報の入手が困難な視覚障がい者等
利用料	無料



⑤日中一時支援事業

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障がいがある人の日中における活動の場を提供し、家族の就労支援および日常的に介護をしている家族の一時的な休息を目的として、障がいがある人を見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

対象者	身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい児者 この事業による支援が必要と認められる人(発達障がい児者等)
利用料	生活保護世帯:無料 住民税非課税世帯:報酬単価から算定した事業費の3%を負担 住民税課税世帯:報酬単価から算定した事業費の5%を負担

⑥自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業

【自動車運転免許取得費助成事業】

自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

対象者	身体障害者手帳の交付を受けている人で、障がいの程度が1級又は2級の人(体幹機能に障がいがある人は3級以上、下肢機能に障がいがある人は4級以上) 道路交通法規則第23条に規定する適性試験に合格した人
助成額	自動車教習所で免許の取得に要した経費の3分の2以内(10万円が限度)

【自動車改造費助成事業】

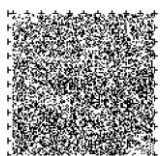
自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

対象者	身体障害者手帳の交付を受けている人で、上肢または体幹機能障がい1級または2級の人、下肢機能障がい3級以上の人 就労等社会経済活動への参加のため、自分で所有する自動車を改造する必要がある人等
助成額	自動車の改造に要する経費(10万円が限度)

⑦障がい者情報バリアフリー化支援(社会参加推進)事業(町単独事業)

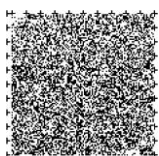
視覚または上肢機能に障がいがある人が、パソコンを使用する際に必要となる周辺機器やソフト等を購入するための費用の一部を補助します。

対象者	在宅の視覚障がい又は上肢機能障がいにより、身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けた人で、情報機器の使用により社会参加が見込まれる人 前年の所得税課税所得金額が、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない人
利用料	機器等の購入に要した費用の3分の2以内(10万円が上限)の助成限度額を超えた分



【地域生活支援事業の必要な見込み量確保のための方策】

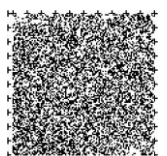
1	基幹相談支援センターと福祉サービス事業所との連携を強化し、情報交換を密にしていきます。
2	地域自立支援協議会では、地域課題の解決に向けた検討を行うとともに、より地域住民の参画が得られるようにしていきます。
3	地域生活支援事業の内容や利用方法等を広く周知し、利用しやすい体制づくりに努めます。
4	成年後見制度の幅広い周知活動を実践し、当該事業の利用が適切な方の把握に努め、利用の促進を図ります。
5	昭和町独自で実施することのできる事業については、利用者のニーズや地域自立支援協議会等の会合で出た意見を参考に、新規で実施するものや、縮小するもの等を検討していきます。



(4) 活動指標

①保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置に関する活動指標

区 分			令和 4 年度 (実績)		令和 5 年度 (見込)		令和 6 年度 (見込)		令和 7 年度 (見込)		令和 8 年度 (目標数値)	
1 年間の開催回数			3	回	3	回	3	回	3	回	3	回
保健、医療(精神科医療機関、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護等の関係者の参画の有無			11	人	11	人	11	人	11	人	11	人
内 訳	保健		3	人	3	人	3	人	3	人	3	人
	医療	精神科	1	人	1	人	1	人	1	人	1	人
		精神科以外の療機関	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
	福祉		4	人	4	人	4	人	4	人	4	人
	介護		2	人	2	人	2	人	2	人	2	人
	当事者		0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
	家族		0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
	その他(具体的に記載)		1	人	1	人	1	人	1	人	1	人
	ピアサポーター事業所											
協議の場における目標の設定状況			2	項目	2	項目	2	項目	2	項目	2	項目
協議の場における評価の実施状況			0	回	1	回	1	回	1	回	1	回



②精神障害者における障害福祉サービス種別の利用に関する活動指標

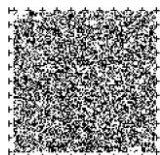
区 分	令和 4 年度 (実績)		令和 5 年度 (見込)		令和 6 年度 (見込)		令和 7 年度 (見込)		令和 8 年度 (目標数値)	
地域移行支援	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
地域定着支援	0	人	1	人	1	人	1	人	1	人
共同生活援助	3	人	3	人	3	人	3	人	3	人
自立生活援助	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
自立訓練(生活訓練)	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人

③地域生活支援拠点等に関する活動指標

区 分	令和 4 年度 (実績)		令和 5 年度 (見込)		令和 6 年度 (見込)		令和 7 年度 (見込)		令和 8 年度 (目標数値)	
地域生活支援拠点等の コーディネーターの配置 人数	0	人	1	人	1	人	1	人	1	人
地域生活支援拠点等の 機能の充実に向けた支 援の実績等を踏まえた 検証及び検討の年間の 実施回数	1	回	1	回	1	回	1	回	1	回

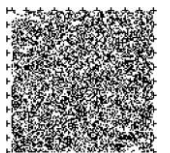
④障害福祉サービス等の質の向上に関する活動指標

区 分			令和 4 年度 (実績)		令和 5 年度 (見込)		令和 6 年度 (見込)		令和 7 年度 (見込)		令和 8 年度 (目標数値)	
障 害 福 祉 サービス等に 係る各種研 修の活用	都道府県が実施する 障害福祉サービス等 に係る研修への市町 村職員の参加人数		0	人	2	人	2	人	2	人	2	人
障 害 者 自 立 支 援 審 査 支 払等システム による 審 査 結果の共有	障害者自立支 援審査支払等 システム等での 審査結果を分 析してその結 果を活用し、事 業所や関係自 治体等と共有 する体制	有 無	0		1		1		1		1	
		実 施 回 数	0	回	1	回	1	回	1	回	1	回



⑤相談支援体制の充実・強化等に関する活動指標

区 分		令和4年度 (実績)		令和5年度 (見込)		令和6年度 (見込)		令和7年度 (見込)		令和8年度 (目標数値)	
基幹相談支援 センターによる 地域の相談支 援体制の強化	地域の相談支 援事業所に対 する訪問等による専門的な 指導・助言件数	1	件	1	件	1	件	1	件	1	件
	地域の相談支 援事業所の人材育成の支援 件数	1	件	1	件	1	件	1	件	1	件
	地域の相談機 関との連携強 化の取り組み の実施回数	1	回	1	回	1	回	1	回	1	回
	個別事例の支 援内容の検証 の実施回数	6	回	6	回	6	回	6	回	6	回
	主任相談支援 専門員の配置 数	1	人	1	人	1	人	1	人	1	人
協議会におけ る個別事例の 検討を通じた 地域のサービ ス基盤の開発・ 改善	相談支援事業 所の参画による 事例検討実施 回数(頻度)	1	回	1	回	1	回	1	回	1	回
	協議会の参加 事業者・機関数	11	件	11	件	11	件	11	件	11	件
	協議会の専門 部会の設置数	3	件	3	件	3	件	3	件	3	件
	協議会の専門 部会の実施回 数(頻度)	10	回	10	回	10	回	10	回	10	回



3. 児童福祉法に基づく障がい児支援サービス

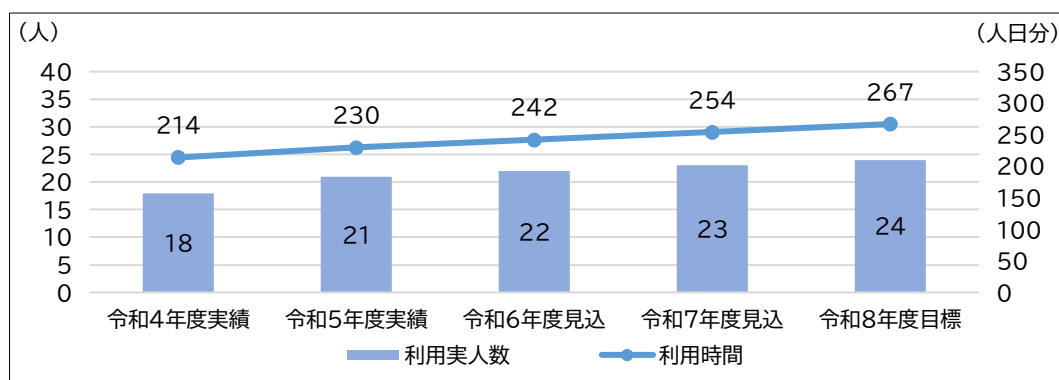
(1) 障がい児支援サービス

①児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいがある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。

(月当たり)

障害児支援		第3期				
		令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 目標
児童発達支援	人日分	214	230	242	254	267
	人	18	21	22	23	24

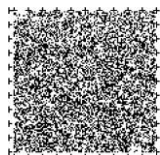
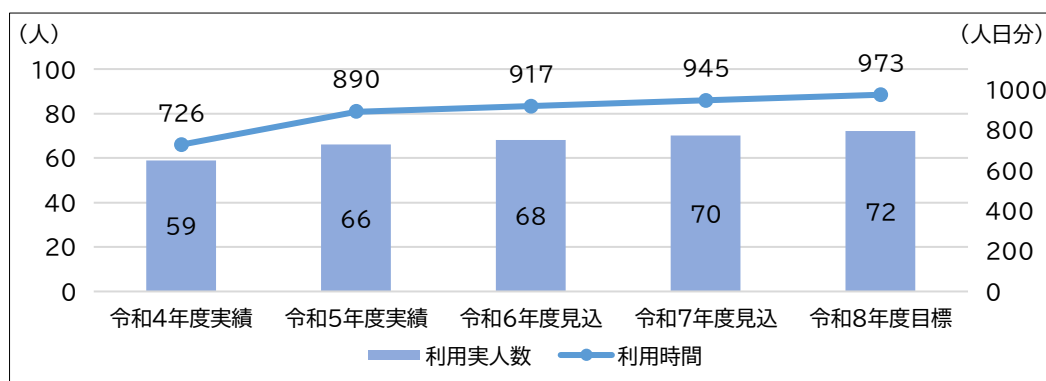


②放課後等デイサービス

学校就学中の発達に課題のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。

(月当たり)

障害児支援		第3期				
		令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 目標
放課後等デイサービス	人日分	726	890	917	945	973
	人	59	66	68	70	72

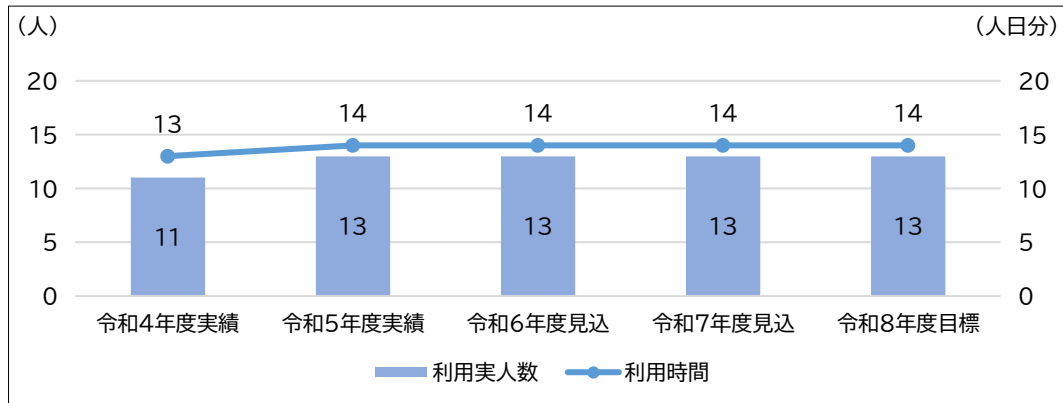


③保育所等訪問支援

発達に課題のある児童が通う幼稚園・保育所・小学校等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

(月当たり)

障害児支援		第3期				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	見込	目標
保育所等訪問支援	人日分	13	14	14	14	14
	人	11	13	13	13	13

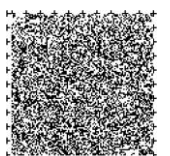


④居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にあり、児童通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童を対象に、居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

(月当たり)

障害児支援		第3期				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	見込	目標
居宅訪問型 児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0

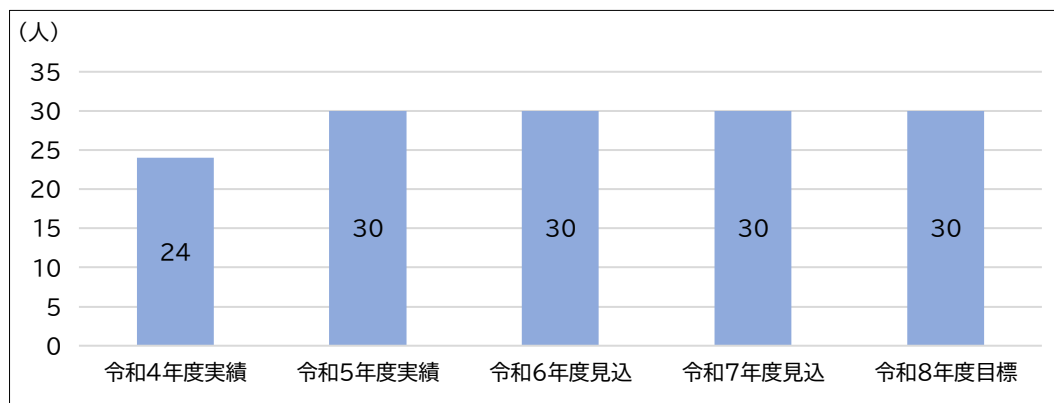


⑤障がい児相談支援

障がいがある児童に対して、障がい福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童またはその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。

(月当たり)

障害児支援		第3期				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	見込	目標
障がい児相談支援	人	24	30	30	30	30



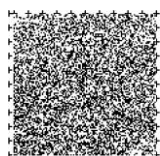
【障がい児支援の必要な見込み量確保のための方策】

1	いきいき健康課、教育委員会等と連携して、地域で生活する障がい児やその家族に対して継続的に支援を行います。
2	基幹相談支援センターや各事業所と連携を図り、障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、円滑な実施に向けたサービスの質の向上や人材育成の体制確保に努めます。
3	個々の状況やニーズに応じた療育や福祉サービスが円滑に提供されるよう、情報提供を行います。

(2)活動指標

医療的ケア児等の支援に関する活動指標

区 分	単独／ 圏域	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (目標数値)
医療的ケア児等 に対する関連分 野支援を調整す るコーディネー ターの配置人数		0 人	1 人	1 人	1 人	1 人



第6章 計画の推進方法

1. 計画の推進体制の整備

(1) 計画の周知・啓発

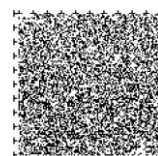
本計画は町が主体となって策定していますが、計画を推進するためには、障がい者施策の対象である町民やその家族の参画が必要不可欠です。また、障がいがない町民であっても、本人や家族、友人・知人がいつ障がいをもつことになるかわからないため、日頃から町の障がい者施策等に対して興味・関心をもっていることは大切なことです。そこで、本計画について町ホームページや広報紙等において広く周知を行い、町における取り組みや障がいに関する制度等に対する町民の理解を深める必要があります。

(2) 推進体制の構築

本計画は行政主導で推進され、計画期間中に数値目標の達成を目指します。また、福祉関係機関や障がい福祉サービス事業所といった、日頃から障がいがある方と接する機会のある方との連携を密にすることで、現場の状況を的確に把握し、現状に見合った有効性の高い計画の推進体制の構築を図ります。さらに、圏域内の市町村と広域連携をすることにより、町内だけでは不足しているサービスの確保に努めます。

(3) 計画の点検・評価

本計画が効果的に推進されているかどうかについては、PDCAサイクルに則って定期的な点検を行い、客観的な評価を行います。この点検・評価によって、取り組みが不足している施策や社会情勢の変化等に伴い見直しが必要な施策等を洗い出すことで、施策の有効性を確保します。また、町民にも広く結果を公表し、計画の推進体制の透明化を図ります。



第7章 資料編

1. 昭和町厚生事業計画策定懇話会設置要綱

平成17年7月1日訓令第9号
改正 平成30年10月1日訓令第7号

(設置)

第1条 昭和町総合計画における基本構想に即し、健康で心かよう福祉の町づくりを目指す施策に関する基本的な方針を策定するため、昭和町厚生事業計画策定懇話会(以下「厚生懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 厚生懇話会は、厚生関係の各種計画の策定に当たり基本構想及び事業計画に関して意見を集約し、町長への提言を行う。

(組織)

第3条 厚生懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから委員を選出し、町長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体代表
- (2) 保健関係団体代表
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の代表
- (5) 地域住民代表

2 前項の委員の属する組織の構成に異動があった場合は、速やかに委員を委嘱するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 厚生懇話会に会長及び副会長をおき、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 懇話会の委員の任期は、計画策定の完了をもって終了する。

(会議)

第6条 厚生懇話会は、必要に応じて会長が召集する。

(専門研究会)

第7条 厚生懇話会の下に、策定しようとする計画の趣旨に応じて、具体的かつ重点的に検討を行うため、専門研究会(以下「研究会」という。)を置くことができる。

2 研究会へ参加する委員の選出に当たっては、すでに設置されている他の研究会に選出されている委員について、できる限り重複を避けるよう配慮するものとする。

3 研究会には、専門的意見及び町民の意見等を反映させるため必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 厚生懇話会の庶務は、計画策定を行う主管課において処理する。

附 則

(施行期日)

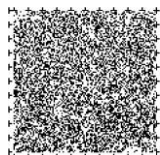
1 この訓令は、公布の日から施行する。

(訓令の廃止)

2 昭和町高齢者保健福祉・介護保険事業懇話会設置要綱(平成11年昭和町訓令乙第1号)及び昭和町障害者福祉計画策定委員会設置要綱(平成14年昭和町訓令甲第13号)は、廃止する。

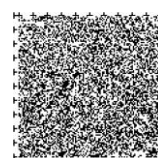
附 則(平成30年10月1日訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。



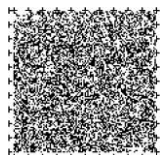
2. 令和5年度 厚生事業計画策定懇話会委員名簿

部会	所 属	役職	氏名	備考
	学識経験者（山梨県立大学）	准教授	青柳 暁子	懇話会会長
	学識経験者（医師）	町医	松井 孝道	
高齢者保健福祉計画 専門部会	昭和町いきがいクラブ連合会	会長	有賀 恵藏	専門部会長
	昭和町民生委員児童委員協議会/ 昭和町区長会	会長/副会長	中山 恵子	懇話会副会長
	昭和町ひとり親家庭福祉会	会長	井口 初江	
	昭和町民生委員児童委員協議会	副会長	小澤 和明	
	昭和町社会福祉協議会	事務局長	秋山 高一郎	
介護保険事業計画 専門部会	昭和町民生委員児童委員協議会	副会長	油川 榮子	専門部会長
	介護老人保健施設ひばり苑	施設長	赤池 由希子	
	貢川訪問看護ステーション	看護師	山本 和子	
	ケーツーマディカル昭和居宅介護 支援事業所	管理者	山崎 健	
	介護保険利用者	代表	長田 文子	
障がい福祉計画専門部会	昭和町障がい者福祉会	会長	川又 昭彦	専門部会長
	指定生活介護事業所ばわふる	代表	殿岡 実	
	相談支援事業所ハルノヒ	相談支援専門員	時田 崇史	
	昭和町民生委員児童委員協議会	副会長	野中 純子	
	中央市・昭和町障がい者相談支援 センター「穂のか」	主任相談員	阿諏訪 勝夫	
事務局	福祉介護課	課長	大森 保夫	
		係長	深澤 英仁	長寿社会係
		係長	増田 優子	介護保険係
		係長	中込 裕二	障害福祉係
		センター長	塩谷 真紀	地域包括支援センター
		主任ケアマネ	田中 恵子	地域包括支援センター
	いきいき健康課	課長	阿部 裕一	
		係長	功刀 朱美	健康増進係



3. 計画策定の経過

年 月 日	会議名 等	会議内容 等
令和5年8月21日	(第1回) 厚生事業計画策定懇話会	●第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の概要について ●第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の概要について ●計画策定のスケジュールについて
令和5年8月21日	(第1回) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画専門部会	●「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に関する町民アンケート」結果について ●第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に係る基本指針・目標値の改定について ●次回以降のスケジュールについて
令和5年11月20日	(第2回) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画専門部会	●「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(素案)」について ●次回以降のスケジュールについて
令和6年1月31日	(第3回) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画専門部会	●「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(素案)」について ●次回以降のスケジュールについて
令和6年2月15日～ 令和6年3月5日	パブリックコメント	●パブリックコメントの実施



4. 用語解説

あ行

NPO

「Non Profit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになる。

か行

ケアマネジメント

本人の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労等の幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善および開発を推進する援助方法。

さ行

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。誰もが安心して楽しく暮らせる「人にやさしい福祉のまちづくり」を進めるために、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながらともに考え実行していく民間の社会福祉団体。民間組織としての「自主性」と広く住民の人たちや社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を合わせ持っている。主な活動としては、在宅福祉サービスの実施、高齢者・障がいがある人・児童のための福祉活動、生活福祉資金の貸付け等がある。社会福祉協議会を略して「社協」という。

就労

一般就労(正規の社員従業員やパート・アルバイトとして働くこと)と福祉的就労(授産施設や小規模作業所等で働くこと)の総称。

手話通訳者

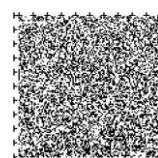
身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話ごい、手話表現技術および基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う人。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として、手話通訳士(厚生労働省認定資格)がいる。

障害者基本法

平成23年8月に改正。心身機能に障がいがあるだけでなく、社会的な制度や慣行などの影響で生活が制限される人も「障害者」として幅広く定義。「すべての国民が障害の有無にかかわらず共生する社会」の実現を目指す。改正基本法では、障がいがある人の権利擁護を強化する規定を追加した。

自立した生活

自己決定に基づいて、地域社会の中で各種の福祉サービスや制度を活用しながら、主体的な生活を営むこと。



身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる人であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい ②聴覚または平衡機能の障がい ③音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障がい ④肢体不自由 ⑤内部機能障がい(心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸または小腸の機能障がい)で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。

精神障害者保健福祉手帳

「精神保健および精神障害者福祉に関する法律」に基づいて交付される手帳で、一定の精神障がいの状態にあることを証する。精神障がい者の社会復帰の促進および自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた人に対して各種の支援策が講じられる。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がいがある人および精神障がいがある人等で判断能力が不十分な状態にある人の財産管理や介護サービス、障がい者福祉サービスの利用契約等を成年後見人等が行い、このような人を保護する制度。

相談支援事業所(指定相談支援事業所)

相談支援専門員研修を受講した者が、サービス利用者に対し、相談、情報提供や助言を行い、支給決定における申請を支援し、サービス利用計画の策定を行う事業所。

た行

地域活動支援センター

心身に障がいがある人でも、住み慣れた地域において可能な限り自らの意思でその人らしく自立した生活ができるよう、社会交流の促進、創意的活動、生産活動の機会を提供し、社会的孤立を防いでいくことを目的に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

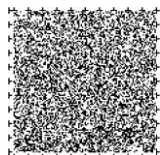
地域生活移行

施設に入所や病院に入院している障がいがある人が、施設・病院を出て、一般の住宅やグループホーム等地域社会の中で必要な支援を受けながら生活すること。

地域福祉計画

市町村地域福祉計画は、地域福祉を推進する主体である住民等の参加を得て、地域の生活課題を発見し、行政と住民等の協働により解決することを目指している。

県地域福祉支援計画は、市町村地域福祉計画の達成に資するため、各市町村を通じる広域的な見地からのものとなっている。



特別支援学校

平成19年4月より、盲学校、聾学校、養護学校は、すべて障がいの種類を越えて、特別支援学校という呼称に統一された。例えば、視覚に障がいがある人を主として教育する特別支援学校というになるとともに、地域の小・中学校等の相談、支援等、地域の特別支援教育の中心的な役割を果たしている。

な行**内部障がい**

人体の内部の器官にある障がい。心臓機能障がい、呼吸器機能障がい、腎臓機能障がい、膀胱直腸機能障がい、小腸機能障がいがある。

難病

国の「難病対策要綱」によると、①原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、②経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護等に人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病、と定義されている。

は行**発達障がい**

平成17年4月施行の発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとしている。

パブリックコメント

国や地方公共団体等の行政が、新たな行政計画等を作成するときに、その案を公表し一般からのコメント(意見)を求める制度。

バリアフリー

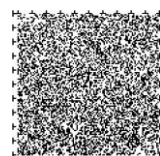
「障がいがある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁(バリア:Barrier)となるものを除去(フリー:Free)する」という意味で、建物や道路等の段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

ホームヘルパー

障がいがある人の家庭等におもむき、入浴等の介護、家事援助等の日常生活を営むのに必要なサービスを提供する人。

ボランティア

社会福祉において、個人の意志により無償で労力提供等を行うこと。ボランティアの4原則は「自主性」「社会性」「無償性」「継続性」。ただし、有償の場合もある。



ま行

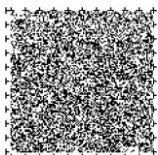
民生委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人で、「児童委員」を兼ねている。

ら行

療育手帳

知的障がい者に対し、都道府県知事（政令指定都市にあってはその市長）が発行する障害者手帳のこと。18歳未満では、児童相談所において、18歳以上では、知的障害者更生相談所において「知的障がい」と判定される。



昭 和 町
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

発行：昭和町 福祉介護課

〒409-3880 山梨県中巨摩郡昭和町押越542-2
TEL:055-275-8784 FAX:055-275-4817

